

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

3.2.1.1 人口の状況

対象事業実施想定区域及びその周囲4市における人口及び世帯数の状況は表3.2.1に、人口及び世帯数の推移グラフは図3.2.1に示すとおりである。

対象事業実施想定区域が位置する尾張旭市の令和6年の人口は83,816人、世帯数は37,287戸となっている。

また、瀬戸市は人口が126,523人、世帯数が58,317戸、長久手市は人口が61,077人、世帯数が25,766戸、名古屋市は人口が2,331,264人、世帯数が1,174,484戸となっている。

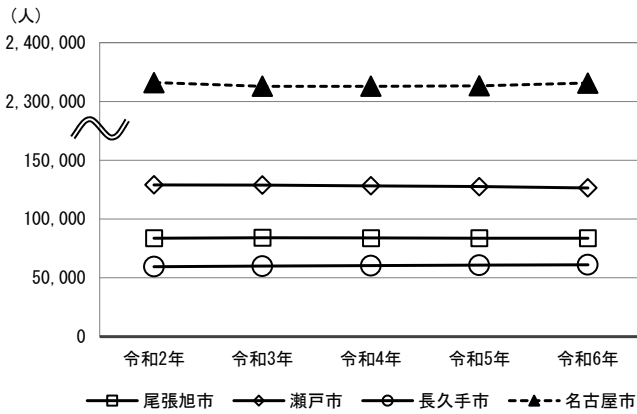
また、対象事業実施想定区域及びその周囲4市における人口及び世帯数の推移は、概ね横ばいである。

表 3.2.1 人口及び世帯数の状況

尾張旭市：各年3月末現在
瀬戸市：各年10月1日現在
長久手市：各年4月1日現在
名古屋市：各年10月1日現在

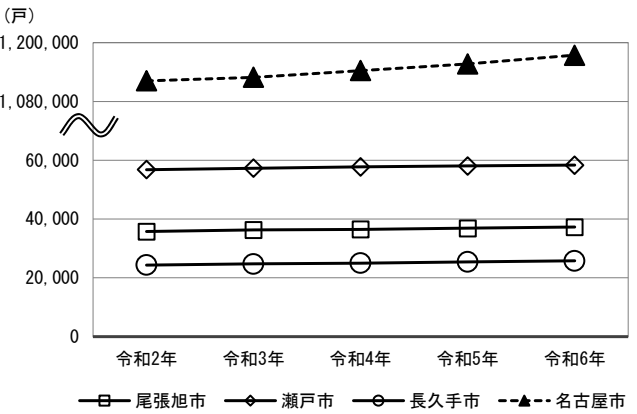
市 項 目 年	尾張旭市		瀬戸市		長久手市		名古屋市	
	人口 (人)	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (戸)
令和2年	83,797	35,719	129,131	56,834	59,499	24,375	2,332,176	1,122,103
令和3年	84,135	36,294	128,869	57,328	60,035	24,725	2,325,916	1,129,461
令和4年	83,904	36,493	128,343	57,744	60,352	24,995	2,325,778	1,143,119
令和5年	83,822	36,880	127,568	58,085	60,770	25,416	2,326,683	1,156,744
令和6年	83,816	37,287	126,523	58,317	61,077	25,766	2,331,264	1,174,484

出典：「令和6年版 尾張旭市の統計」（令和7年3月 尾張旭市）
「人口と世帯（町別一覧）」（瀬戸市ホームページ）
「令和6年度 ながくての統計」（令和7年2月 長久手市）
「令和6年度版 名古屋市統計年鑑」（令和7年3月 名古屋市）



出典：「令和6年版 尾張旭市の統計」（令和7年3月 尾張旭市）
「人口と世帯（町別一覧）」（瀬戸市ホームページ）
「令和6年度 ながくての統計」（令和7年2月 長久手市）
「令和6年度版 名古屋市統計年鑑」（令和7年3月 名古屋市）

図 3.2.1(1) 人口の推移の状況



出典：「令和6年版 尾張旭市の統計」（令和7年3月 尾張旭市）
「人口と世帯（町別一覧）」（瀬戸市ホームページ）
「令和6年度 ながくての統計」（令和7年2月 長久手市）
「令和6年度版 名古屋市統計年鑑」（令和7年3月 名古屋市）

図 3.2.1(2) 世帯数の推移の状況

3.2.1.2 産業の状況

対象事業実施想定区域及びその周囲4市における産業分類別就業人口及び事業所数の状況は、表3.2.2に示すとおりである。

対象事業実施想定区域が位置する尾張旭市は、事業所数が2,485事業所、従業者数が23,688人となっている。業種別の事業所数でみると、卸売業・小売業が523事業所と最も多くなっている。また、業種別の従業者数でみると、卸売業・小売業が4,913人と最も多くなっている。

また、瀬戸市は事業所数が4,401事業所、従業者数が46,247人、長久手市は事業所数が1,887事業所、従業者数が27,217人、名古屋市は事業所数が117,344事業所、従業者数が1,450,337人となっている。

表 3.2.2 産業分類別就業人口及び事業所数の状況

令和3年6月1日現在

市 区 分		尾張旭市		瀬戸市		長久手市		名古屋市	
産業分類		事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
第一次産業	農業・林業	3	26	12	92	7	63	68	551
	漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
第二次産業	鉱業・採石業・砂利採取業	1	4	20	146	2	8	3	3
	建設業	300	1,670	406	2,216	185	1,326	8,774	93,253
	製造業	187	4,862	910	14,949	67	1,026	9,104	128,685
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	7	247	6	38	1	12	129	8,684
	情報通信業	15	120	24	114	14	86	2,755	75,912
	運輸業・郵便業	48	590	101	2,211	23	1329	2,291	69,655
	卸売業・小売業	523	4,913	1,005	8,479	559	7,491	28,936	330,961
	金融業・保険業	42	313	53	898	25	187	2,301	43,706
	不動産業・物品賃貸業	191	554	205	547	153	492	9,485	49,913
	学術研究・専門・技術サービス業	120	445	156	663	100	1,710	8,116	69,534
	宿泊業・飲食サービス業	258	2,806	394	3,009	188	2,670	14,171	122,382
	生活関連・サービス業・娯楽業	226	1,206	300	1,820	150	910	8,815	55,879
	教育・学習支援業	121	662	135	1,130	123	3,645	4,106	60,107
	医療・福祉	306	4,071	380	6,740	178	4,834	9,845	160,894
	複合サービス業	9	205	22	377	9	216	363	6,266
	サービス業(他に分類されないもの)	129	1,005	273	2,821	103	1,212	8,083	173,956
	計	2,485	23,688	4,401	46,247	1,887	27,217	117,344	1,450,337

出典：「令和6（2024）年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県ホームページ）

3.2.2 土地利用の状況

対象事業実施想定区域及びその周囲4市における土地利用の状況は表 3.2.3に、土地利用現況図は図 3.2.2(1)に、対象事業実施想定区域とその近傍の空中写真は図 3.2.2(2)、(3)に示すとおりである。

対象事業実施想定区域が位置する尾張旭市は、住宅地の割合が29.6%と最も多くなっており、次いでその他が21.2%、森林・原野が13.8%となっている。

また、瀬戸市は森林・原野の割合が56.5%、長久手市はその他の割合が28.9%、名古屋市は住宅地の割合が34.5%と最も多くなっている。

対象事業実施想定区域は既存施設が存在している。対象事業実施想定区域近傍の土地利用状況は、建物用地が主となっており、北側には河川地があるほか、田、その他農地、森林等が点在している。

表 3.2.3 土地利用の状況

市		尾張旭市		瀬戸市		長久手市		名古屋市	
項 目		面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)
行政面積		2,103	100.0	11,140	100.0	2,155	100.0	32,650	100.0
宅地	住宅地	622	29.6	1,145	10.3	422	19.6	11,248	34.5
	その他 ^{注2)}	231	11.0	704	6.3	209	9.7	6,431	19.7
農用地	田	71	3.4	179	1.6	90	4.2	466	1.4
	畑	58	2.8	74	0.7	96	4.5	497	1.5
森林・原野		291	13.8	6,297	56.5	398	18.5	957	2.9
道路		280	13.3	666	6.0	250	11.6	6,350	19.4
水面・河川・水路		106	5.0	149	1.3	68	3.2	1,500	4.6
その他 ^{注3)}		445	21.2	1,926	17.3	622	28.9	5,200	15.9

注1) 市町村名は令和4年4月1日現在で表章してある。

注2) 「宅地」から「住宅地」を除いた工業用地等である。

注3) 行政面積から「宅地」、「農地（農用地）」、「森林、原野等（森林、原野）」、「道路」及び「水面・河川・水路」の各面積を差し引いたものである。

注4) 面積は単位未満を、構成比は小数点第2位以下を四捨五入してあるため、行政面積と内訳の合計が一致しない場合がある。

出典：「令和6（2024）年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県ホームページ）

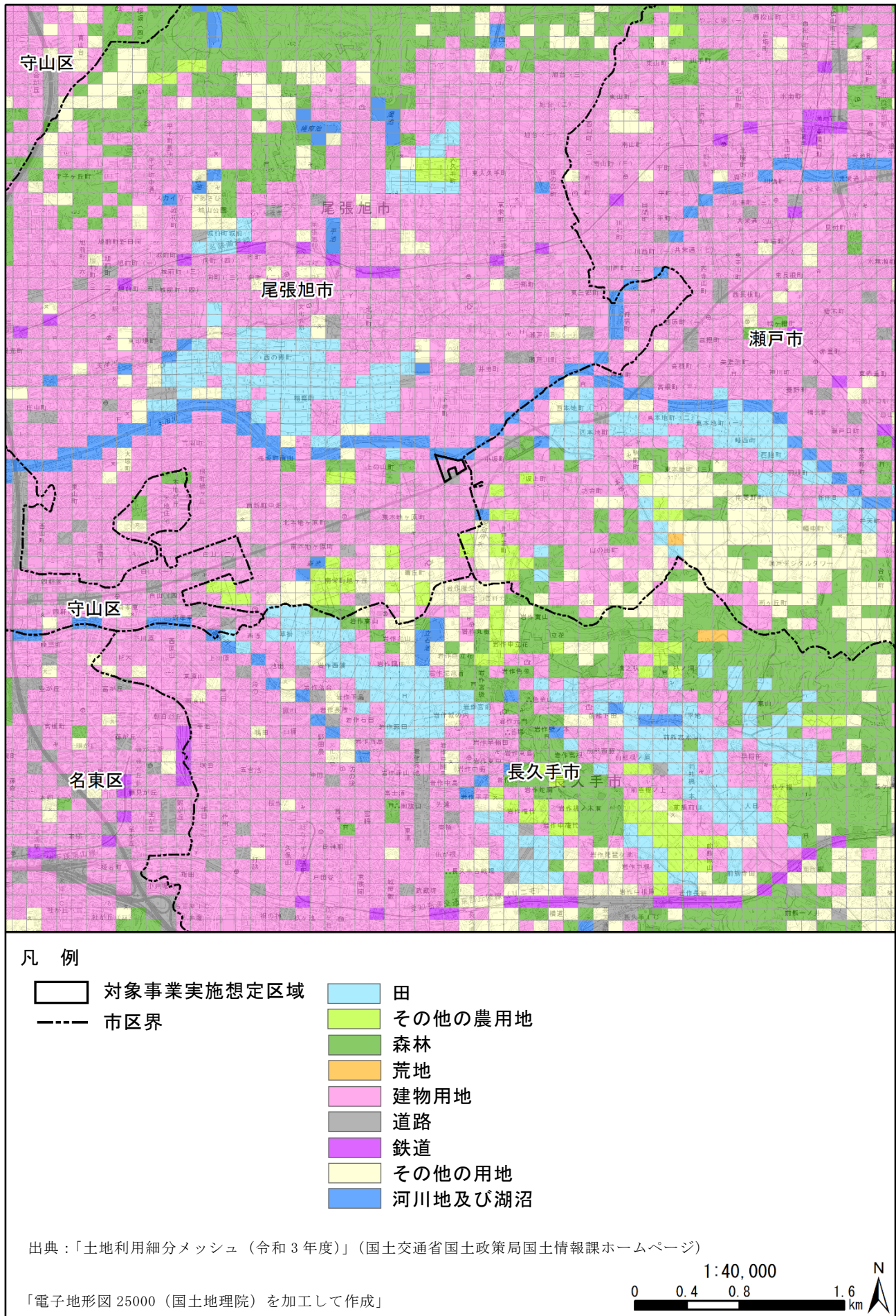


図 3.2.2(1) 土地利用現況図

第3章 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
3.2 社会的状況



注) 空中写真の撮影日：令和5年6月17日

出典：「地図・空中写真閲覧サービス」（国土地理院ホームページ）

図 3.2.2(2) 空中写真（対象事業実施想定区域とその近傍）



注) 空中写真の撮影日：令和5年6月17日

出典：「地図・空中写真閲覧サービス」（国土地理院ホームページ）

図 3.2.2(3) 空中写真（対象事業実施想定区域とその近傍：拡大図）

3.2.3 都市計画の状況

対象事業実施想定区域及びその周囲4市における都市計画（用途地域）の指定状況は、表3.2.4に示すとおりである。

また、対象事業実施想定区域及びその周囲の都市計画図は、図3.2.3に示すとおりである。

対象事業実施想定区域は工業地域に指定されている。

表 3.2.4 都市計画（用途地域）の指定状況

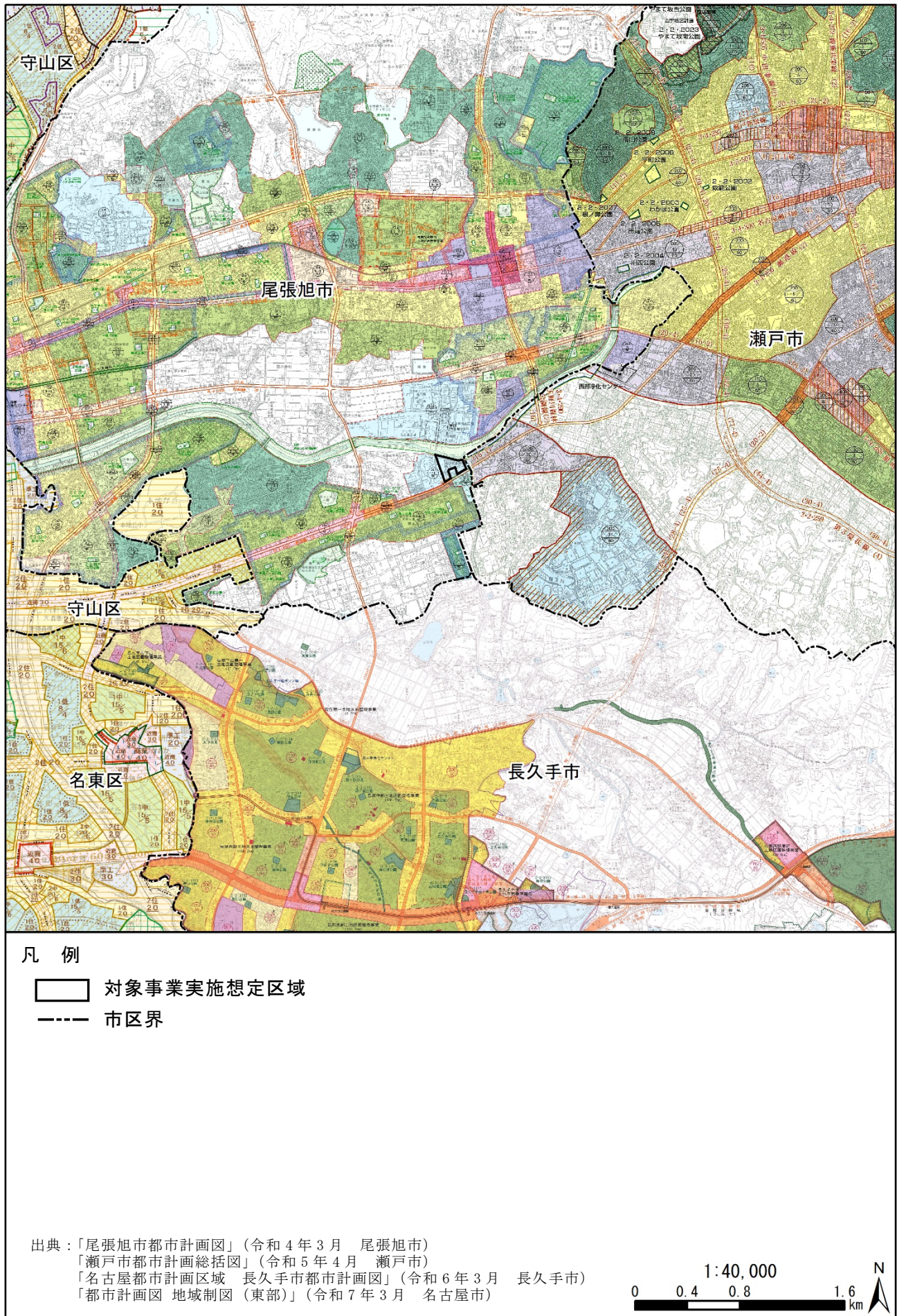
令和5年1月1日現在

市			尾張旭市	瀬戸市	長久手市	名古屋市
項目						
都市計画区域 (ha)			2, 103	11, 140	2, 155	32, 645
市街化区域	第一種低層住居専用地域	面積 (ha)	216	508	249	4, 956
		構成比 (%)	10. 3	4. 6	11. 6	15. 2
	第二種低層住居専用地域	面積 (ha)	13	7	—	90
		構成比 (%)	0. 6	0. 1	—	0. 3
	第一種中高層住居専用地域	面積 (ha)	311	433	80	1, 006
		構成比 (%)	14. 8	3. 9	3. 7	3. 1
	第二種中高層住居専用地域	面積 (ha)	76	—	41	1, 955
		構成比 (%)	3. 6	—	1. 9	6. 0
	第一種住居地域	面積 (ha)	311	574	223	7, 192
		構成比 (%)	14. 8	5. 2	10. 3	22. 0
	第二種住居地域	面積 (ha)	48	4	13	3, 135
		構成比 (%)	2. 3	0. 0	0. 6	9. 6
	準住居地域	面積 (ha)	6	30	33	315
		構成比 (%)	0. 3	0. 3	1. 5	1. 0
	田園住居地域	面積 (ha)	—	—	—	—
		構成比 (%)	—	—	—	—
	近隣商業地域	面積 (ha)	41	47	17	2, 566
		構成比 (%)	1. 9	0. 4	0. 8	7. 9
	商業地域	面積 (ha)	8	108	—	2, 287
		構成比 (%)	0. 4	1. 0	—	7. 0
	準工業地域	面積 (ha)	72	656	57	3, 553
		構成比 (%)	3. 4	5. 9	2. 6	10. 9
	工業地域	面積 (ha)	78	129	33	2, 555
		構成比 (%)	3. 7	1. 2	1. 5	7. 8
	工業専用地域	面積 (ha)	—	114	—	648
		構成比 (%)	—	1. 0	—	2. 0
	計	面積 (ha)	1, 180	2610	747	30, 258
		構成比 (%)	56. 1	23. 4	34. 7	92. 7
市街化調整区域		面積 (ha)	923	8, 530	1, 408	2, 387
		構成比 (%)	43. 9	76. 6	65. 3	7. 3

注1) 構成比は小数点第2位以下を四捨五入してあるため、計と内訳の合計が一致しない場合がある。

注2) 用途地域面積は、都市計画区域単位で都市計画決定されるため、市町村別の用途地域面積は参考数値である。

出典：「令和6（2024）年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県ホームページ）



凡 例

区分		尾張旭市	長久手市	瀬戸市	名古屋市
市街化区域					
用途地域	第一種低層住居専用地域				
	第二種低層住居専用地域		—		
	第一種中高層住居専用地域				
	第二種中高層住居専用地域				
	第一種住居地域				
	第二種住居地域				
	準住居地域				—
	近隣商業地域				
	商業地域		—		
	準工業地域				
	工業地域				—
	工業専用地域	—	—		—
特別工業地域		—	—		—
高度利用地区		—	—		—
都市計画道路					
都市計画道路（整備済区間）		—			—
都市高速鉄道		—		—	—
生産緑地地区		—		—	—
駅前交通広場			—		—
都市計画公園・緑地					—
都市公園・緑地			—	—	—
都市計画墓地					—
都市計画公園・緑地・墓園		—	—	—	
地区計画区域					
土地区画整理事業区域			—		—
土地区画整理事業施行中区域		—		—	—
土地区画整理事業施行済区域				—	—
土地区画整理促進区域		—	—		—
市街地再開発事業・第二種市街地再開発事業区域			—		—
再開発地区計画区域		—		—	—
駐車場整備地区		—	—		—
防火地域		—			—
防火地域（集団防火・路線防火）		—	—	—	
準防火地域		—			—
DID		—		—	—
供給処理施設		—		—	—
その他の都市施設		—	—		—
研究開発地区		—	—	—	
特別低層住居専用地区		—	—	—	
特定用途誘導地区		—	—	—	
第1種風致地区・第2種風致地区		—	—	—	
10m 高度地区		—	—	—	
15m 高度地区		—	—	—	
20m 高度地区		—	—	—	
31m 高度地区		—	—	—	
絶対高 31m 高度地区		—	—	—	
絶対高 45m 高度地区		—	—	—	

図 3.2.3(2) 都市計画図（凡例）

3.2.4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況**3.2.4.1 漁業権の状況**

対象事業実施想定区域及びその周囲の河川における漁業権の設定状況については、対象事業実施想定区域及びその周囲において、漁業権が設定されている水域はない。

3.2.4.2 上水道の普及状況

対象事業実施想定区域及びその周囲4市における上水道の普及状況は、表3.2.5に示すとおりである。

対象事業実施想定区域が位置する尾張旭市の水道普及率は100.0%となっており、水源は愛知県用水供給事業からの浄水である。

また、その他の市の水道普及率については、瀬戸市では99.7%、長久手市では99.9%、名古屋市では100.0%となっている。

なお、尾張旭市、瀬戸市、長久手市及び名古屋市では簡易水道は設けられていない。

表 3.2.5 上水道の普及状況（令和5年度）

市	項目 ①行政区域内 総人口 (人)	現在給水人口（人）				普及率 (%) ②/①×100
		②総数	上水道	簡易水道	専用水道	
尾張旭市	83,115	83,107	83,107	—	(—) 24	100.0
瀬戸市	125,564	125,249	125,249	—	(—) 200	99.7
長久手市	61,215	61,173	<61,173> 61,173	—	(—) 225	99.9
名古屋市	2,322,143	2,322,139	(135,467) 2,320,550	—	(1,589) 15,192	100.0

注1) 上水道欄の（ ）の値は、他の市町村へ区域外給水している人口であり、< >の値は他の市町村等事業体からの区域外給水によって供給されている人口が再掲されたものである。

注2) 専用水道欄の（ ）の値は、上水道から受水している施設を除いた自己水源のみで供給している施設の数値であり、普及率の算出には同値を用いている。

出典：「令和5年度 愛知県の水道（水道年報）」（令和7年3月 愛知県）

3.2.4.3 地下水の利用状況

対象事業実施想定区域及びその周囲4市における地下水の工業用水としての利用状況は表 3.2.6 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域が位置する尾張旭市の工業用水として利用されている井戸水の割合は、94.3%となっている。

また、その他の市町の工業用水として利用されている井戸水の割合については、瀬戸市は38.3%、長久手市は11.0%、名古屋市は9.4%となっている。

なお、対象事業実施想定区域及びその周囲は、「工業用水法」（昭和31年法律第146号）及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年愛知県条例第7号。以下「県条例」という。）により地下水の採取規制はされていないが、「県条例」により揚水機の吐出口の断面積が19平方センチメートルを超える揚水設備（1事業所に2つ以上ある場合はその断面積の合計）を設置している場合は、水量測定器を設置しなければならないとされている。

表 3.2.6 地下水の利用状況

令和2年6月1日現在

市	項目	工業用水		
		1日当たり水源別用水量 (m^3)	井戸水 (m^3)	井戸水の割合 (%)
尾張旭市		10,111	9,539	94.3
瀬戸市		3,026	1,158	38.3
長久手市		236	26	11.0
名古屋市		217,973	20,468	9.4

出典：「2020年工業統計調査結果（確報）」（愛知県ホームページ）

3.2.5 交通の状況

3.2.5.1 道路交通の状況

対象事業実施想定区域及びその周囲の主要な道路の状況は、図 3.2.4 に示すとおりである。また、令和3年度における交通量調査結果は、表 3.2.7 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域及びその周囲の主要な道路としては、一般国道 363 号、主要地方道春日井長久手線及び一般都道府県道上半田川名古屋線等がある。

令和3年度の調査結果によると、最寄りの調査地点である一般国道 363 号（区間番号：13610）では、12 時間交通量は 14,012 台、大型車混入率は 10.6%となっている。また、最も交通量の多い東名高速道路（区間番号：00080）では、36,436 台、大型車混入率は 30.1%となっている。

表 3.2.7(1) 対象事業実施想定区域及びその周囲の主要道路の交通量（平日）

路線名		区間番号	交通量観測地点	交通量（台/12 時間）			大型車混入率（%）
				小型車	大型車	合 計	
高速自動車国道	東名高速道路	00080	日進 JCT～名古屋	25,475	10,961	36,436	30.1
		00090	名古屋～守山スマート	16,318	7,576	23,894	31.7
	名古屋第二環状自動車道	00470	名古屋 IC～本郷 IC	13,762	3,754	17,516	21.4
		00480	本郷 IC～上社 JCT	20,177	5,501	25,678	21.4
一般国道	155 号	11830	調査対象区間外（非観測）	6,140	316	6,456	4.9
		10880	名古屋市守山区森孝四丁目	18,723	2,016	20,739	9.7
		10890	名古屋市守山区白山 1 丁目	15,290	1,645	16,935	9.7
		13610	調査対象区間外（非観測）	12,527	1,485	14,012	10.6
主要地方道（都道府県道）	力石名古屋線	40010	名古屋市名東区石が根町	7,280	370	7,650	4.8
		40015	名古屋市名東区石が根町	7,280	370	7,650	4.8
		40180	調査対象区間外（非観測）	21,298	2,419	23,717	10.2
		40660	調査対象区間外（非観測）	10,386	879	11,265	7.8
	瀬戸環状線	40670	調査対象区間外（非観測）	8,726	697	9,423	7.4
		40680	調査対象区間外（非観測）	9,834	843	10,677	7.9
		42440	調査対象区間外（非観測）	10,763	911	11,674	7.8
	瀬戸大府東海線	42450	調査対象区間外（非観測）	10,026	1,176	11,202	10.5
		42460	調査対象区間外（非観測）	22,151	2,058	24,209	8.5
		40490	名古屋市名東区貴船二丁目	10,921	965	11,886	8.1
	名古屋中環状線	40500	名古屋市名東区本郷一丁目	10,696	803	11,499	7.0
		40510	名古屋市守山区元郷一丁目	6,104	571	6,675	8.6
		40690	名古屋市名東区小井堀町	31,096	3,497	34,593	10.1
		42610	調査対象区間外（非観測）	18,752	3,257	22,009	14.8
		42620	調査対象区間外（非観測）	7,575	316	7,891	4.0
	名古屋瀬戸線	42630	調査対象区間外（非観測）	9,981	809	10,790	7.5
		42640	調査対象区間外（非観測）	9,260	708	9,968	7.1
	春日井長久手線	43140	調査対象区間外（非観測）	11,485	1,108	12,593	8.8
一般都道府県道	上半田川名古屋線	60340	名古屋市守山区向台 3 丁目	3,762	197	3,959	5.0
		61870	調査対象区間外（非観測）	5,982	527	6,509	8.1
		61880	データなし	—	—	—	—
		61890	調査対象区間外（非観測）	9,386	525	9,911	5.3
		61900	調査対象区間外（非観測）	7,468	848	8,316	10.2
	愛・地球博記念公園瀬戸線	61910	調査対象区間外（非観測）	14,979	1,058	16,037	6.6

注1) 斜体で示した交通量及び大型車混入率は推定値であることを示している。

注2) 12時間交通量とは、昼間（7時～19時）における交通量である。

注3) 表中の「—」は、令和3年度道路交通センサスにおいて、交通量観測が行われていないことを示している。

出典：「令和3年度道路交通センサス 一般交通量調査 箇所別基本表」（令和5年6月 国土交通省）

表 3.2.7(2) 対象事業実施想定区域及びその周囲の主要道路の交通量（平日）

路線名		区間 番号	交通量観測地点	交通量（台/12時間）			大型車 混入率 （%）
				小型車	大型車	合 計	
一般都道府 県道	篠木尾張旭線	60370	名古屋市守山区咲台1丁目	11,310	863	12,173	7.1
		61950	調査対象区間外（非観測）	9,665	1,281	10,946	11.7
	松本名古屋線	60390	名古屋市守山区大字下志段味 字穴ヶ洞	4,357	508	4,865	10.4
		60400	名古屋市名東区本郷一丁目	10,696	803	11,499	7.0
		61980	データなし	—	—	—	—
		61990	データなし	—	—	—	—
		62000	調査対象区間外（非観測）	8,306	674	8,980	7.5
	田圃名古屋線	60410	名古屋市守山区森孝東2丁目	7,145	728	7,873	9.2
		62010	調査対象区間外（非観測）	5,712	1,279	6,991	18.3
		62020	調査対象区間外（非観測）	9,624	1,153	10,777	10.7
	岩作諸輪線	62190	調査対象区間外（非観測）	5,914	1,756	7,670	22.9
	日進瀬戸線	66025	長久手料金所	10,605	3,255	13,860	23.5
		66030	調査対象区間外（非観測）	3,995	629	4,624	13.6

注1) 斜体で示した交通量及び大型車混入率は推定値であることを示している。

注2) 12時間交通量とは、昼間（7時～19時）における交通量である。

注3) 表中の「—」は、令和3年度道路交通センサスにおいて、交通量観測が行われていないことを示している。

出典：「令和3年度道路交通センサス 一般交通量調査 箇所別基本表」（令和5年6月 国土交通省）

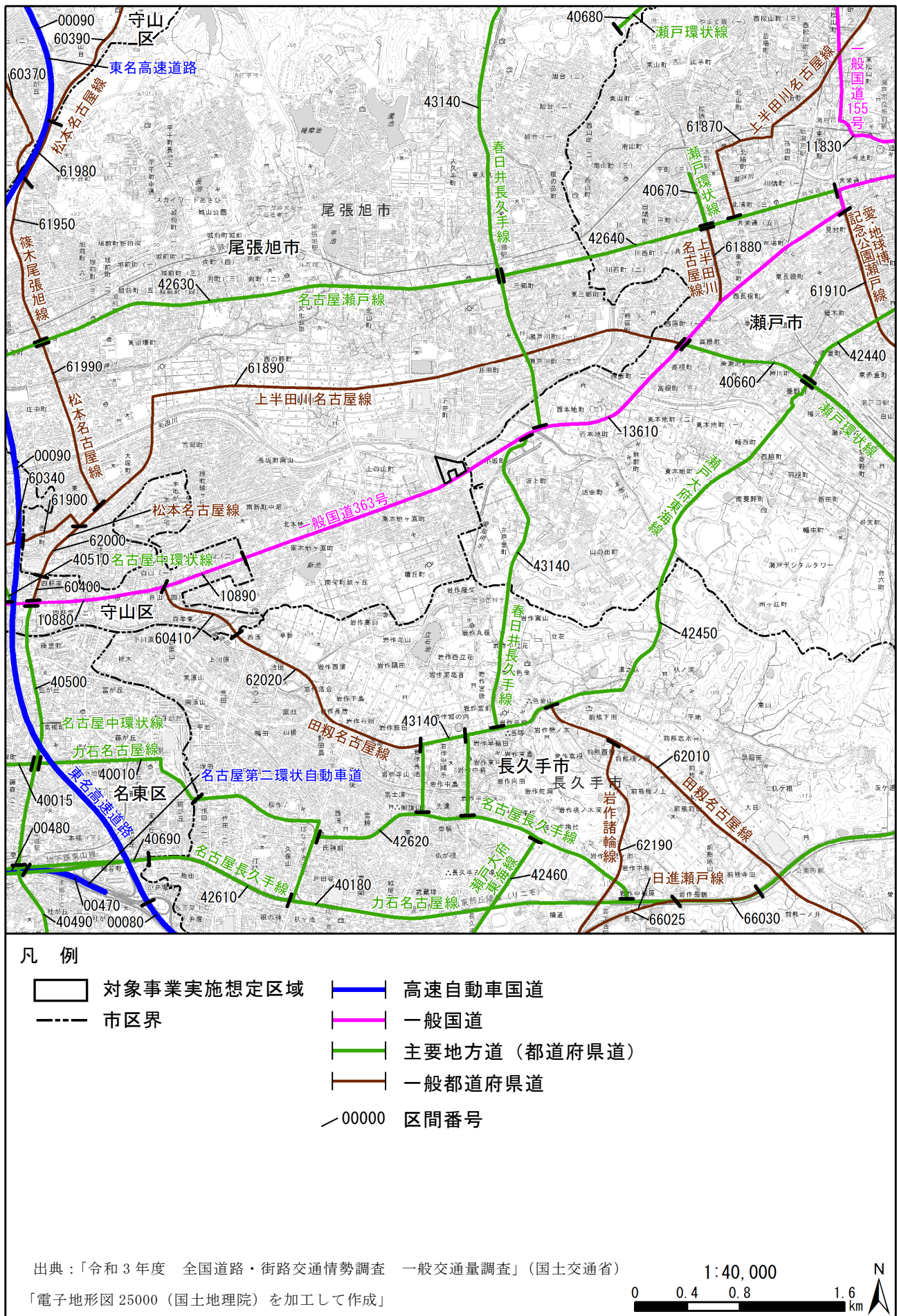


図 3.2.4 主要な道路の状況

3.2.5.2 鉄道の状況

対象事業実施想定区域及びその周囲の鉄道の状況は図 3.2.5 に、駅別利用者数は表 3.2.8 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域最寄りの駅としては、対象事業実施想定区域北側約 2.0km に名古屋鉄道瀬戸線の三郷駅が存在しており、令和 5 年度における乗降人員は 3,246,266 人となっている。

表 3.2.8 駅別利用者数の状況（令和5年度）

路線名	駅 名	総 数（人）
名古屋鉄道瀬戸線	印場	1,890,973
	旭前	2,315,816
	尾張旭	2,703,796
	三郷	3,246,266
	水野	916,447
	新瀬戸	1,797,982
	瀬戸市役所前	516,248
愛知環状鉄道	瀬戸市	2,247,689
	瀬戸口	1,472,083
愛知高速交通東部丘陵線（リニモ）	藤が丘	3,855,404
	はなみずき通	510,371
	杣ヶ池公園	561,021
	長久手古戦場	1,085,849
	芸大通	371,704
	公園西	465,833
市営地下鉄東山線	本郷	3,753,981
	藤が丘	10,317,743

出典：「令和 6 年版尾張旭市の統計」（令和 7 年 3 月 尾張旭市）
「瀬戸市統計書 令和 7 年刊」（令和 7 年 4 月 瀬戸市）
「令和 6 年度 ながくての統計」（令和 7 年 2 月 長久手市）
「令和 6 年度 名古屋市統計年鑑」（令和 7 年 3 月 名古屋市）



図 3.2.5 鉄道の状況

3.2.6 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

対象事業実施想定区域及びその周囲における学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設は表 3.2.9 に、配置の状況は図 3.2.6 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域最寄りの環境の保全についての配慮が特に必要な施設としては、南西側約 320m に位置する福祉施設である「尾張旭ケアセンターそよ風」があげられる。

また、住宅の配置の状況について最寄住居は対象事業実施想定区域南側、一般国道 363 号線を挟んで約 65m の位置にあり、まとまった住宅地が存在する最寄りの地区は、南側の尾張旭市東本地ケ原町 4 丁目となっている。

表 3.2.9(1) 環境保全への配慮を要する施設（教育施設）

区分	No.	施設名	住所
小 学 校	1	旭小学校	尾張旭市西の野町 5-1
	2	東栄小学校	尾張旭市東栄町 3-5-1
	3	渋川小学校	尾張旭市渋川町 1-5-8
	4	本地原小学校	尾張旭市南新町中畑 252
	5	城山小学校	尾張旭市城山町城山 13-1
	6	白鳳小学校	尾張旭市白鳳町 1-12
	7	瑞鳳小学校	尾張旭市大塚町 2-10-1
	8	旭丘小学校	尾張旭市大久手町上切戸 117-1
	9	三郷小学校	尾張旭市瀬戸川町 1-122
	10	效範小学校	瀬戸市效範町 1-1
	11	水南小学校	瀬戸市東松山町 154
	12	幡山西小学校	瀬戸市幡西町 203
	13	長根小学校	瀬戸市東長根町 166
	14	東山小学校	瀬戸市東山町 71
	15	長久手小学校	長久手市岩作中縄手 40-1
	16	西小学校	長久手市打越 901
	17	東小学校	長久手市前熊前山 174
	18	北小学校	長久手市池田 77
	19	本地丘小学校	名古屋市守山区本地が丘 908
	20	森孝東小学校	名古屋市守山区森孝東 1-442
	21	藤が丘小学校	名古屋市名東区藤が丘 54
	22	本郷小学校	名古屋市名東区本郷 1-237
	23	上社小学校	名古屋市名東区上社 5-1002
	24	豊が丘小学校	名古屋市名東区豊が丘 1501

注) 表中の番号は、図 3.2.6(1) の番号と対応する。

出典：「令和 6 年度愛知県学校一覧（令和 6 年 5 月 1 日現在）」（愛知県ホームページ）

「市内の小学校・中学校・特別支援学校」（瀬戸市ホームページ）

「小・中学校一覧」（名古屋市ホームページ）

表 3.2.9(2) 環境保全への配慮を要する施設（教育施設）

区分	No.	施設名	住所
中 学 校	25	旭中学校	尾張旭市向町 2-4-2
	26	東中学校	尾張旭市下井町前の上 1602
	27	西中学校	尾張旭市渋川町 3-2-9
	28	南山中学校	瀬戸市ひまわり台 5-1
	29	幡山中学校	瀬戸市幡中町 106
	30	長久手中学校	長久手市岩作平子 38
	31	北中学校	長久手市東原 80-1
	32	森孝中学校	名古屋市守山区四軒家 2-405
	33	藤森中学校	名古屋市名東区小池町 66
	34	上社中学校	名古屋市名東区社が丘 4-301
高等学校	35	旭野高等学校	尾張旭市東印場町 3-4-1
	36	聖カピタニオ女子高等学校	瀬戸市西長根町 137
	37	瀬戸高等学校	瀬戸市東山町 1-5
	38	栄徳高等学校	長久手市岩作三ヶ峯 1-32
	39	長久手高等学校	長久手市岩作高山 38
大 学 等	40	名古屋産業大学・名古屋経営短期大学	尾張旭市新居町山の田 3255-5
	41	瀬戸旭看護専門学校	瀬戸市進陶町 6-1
	42	愛知医科大学	長久手市岩作雁又 1-1
	43	愛知県立芸術大学	長久手市岩作三ヶ峯 1-114
	44	東海歯科医療専門学校	名古屋市名東区藤が丘 158
幼 稚 園	45	東春暁幼稚園	尾張旭市旭前町 4-6-1
	46	旭富士幼稚園	尾張旭市旭ヶ丘町森 87
	47	しらぎく幼稚園	尾張旭市北本地ヶ原町 3-38
	48	愛英本地幼稚園	尾張旭市南本地ヶ原町 1-26
	49	マリア幼稚園	瀬戸市苗場町 8
	50	雪の聖母幼稚園	瀬戸市東長根町 91
	51	さつき幼稚園	長久手市岩作東島 106
	52	第2若竹幼稚園	名古屋市守山区森孝 3-1803
	53	ひまわり幼稚園	名古屋市守山区白山 1-807
	54	健峰幼稚園	名古屋市名東区小池町 65
	55	上社幼稚園	名古屋市名東区上社 5-301
図 書 館	56	尾張旭市立図書館	尾張旭市東大道町山の内 2419-5
	57	瀬戸市立図書館	瀬戸市東松山町 1-2
	58	長久手市中央図書館	長久手市坊の後 114

注) 表中の番号は、図 3.2.6(1)の番号と対応する。

出典：「令和6年度愛知県学校一覧（令和6年5月1日現在）」（愛知県ホームページ）

「市内の小学校・中学校・特別支援学校」（瀬戸市ホームページ）

「小・中学校一覧」（名古屋市ホームページ）

「市内の幼稚園・認可外保育施設一覧」（尾張旭市ホームページ）

「幼稚園」（瀬戸市ホームページ）

「保育所・こども園・幼稚園」（長久手市ホームページ）

「市立幼稚園一覧」（名古屋市ホームページ）

「教育施設等案内」（長久手市ホームページ）

「マップあいち（学校及び小中学校区）」（愛知県ホームページ）

「図書館」（尾張旭市ホームページ）

「図書館」（瀬戸市ホームページ）

「図書館」（長久手市ホームページ）

表 3.2.9(3) 環境保全への配慮を要する施設（医療施設）

区分	No.	施設名	住所
病院・診療所	1	独立行政法人労働者健康安全機構旭 労災病院	尾張旭市平子町北 61
	2	浅野産婦人科	尾張旭市城前町 4 丁目 1 番地 9
	3	可知整形外科	尾張旭市南原山町赤土 275
	4	いしかわレディースクリニック	尾張旭市南栄町黒石 64-5
	5	公立陶生病院	瀬戸市西追分町 160
	6	医療法人青山病院	瀬戸市南山町 1-53
	7	医療法人社団順心会井上病院	瀬戸市川北町 2-11
	8	中原クリニック	瀬戸市山手町 327
	9	おおたけニコニコクリニック	瀬戸市西寺山町 20
	10	クリニックベル	瀬戸市北浦町 3-16
	11	医療法人橘会東名病院	長久手市作田 1-1110
	12	愛知医科大学病院	長久手市岩作雁又 1-1
	13	エム産婦人科外科クリニック	長久手市宮脇 917
	14	図書館通おかもとマタニティークリ ニク	長久手市岩作長箆 8 番地 1
	15	独立行政法人国立病院機構東尾張病 院	名古屋市守山区大森北 2-1301
	16	絃仁病院	名古屋市守山区四軒家 1-710
	17	森孝病院	名古屋市守山区四軒家 1-1013
	18	医療法人和光会川島病院	名古屋市守山区白山 3-501

注 1) 表中の番号は、図 3.2.6(2)の番号と対応する。

注 2) 病院・診療所は有床で入院できる施設を示している。

出典：「病院名簿（令和 6 年 10 月 1 日現在）」（愛知県ホームページ）

「医科診療所名簿（県所管分）」（愛知県ホームページ）

「地域医療情報システム」（日本医師会ホームページ）

表 3.2.9(4) 環境保全への配慮を要する施設（福祉施設等）

区分	No.	施設名	住所
福祉施設	介護老人福祉施設		
	1	敬愛園	尾張旭市平子町長池上 6447-1
	2	アメニティあさひ	尾張旭市旭ヶ丘町濁池 1155-18
	3	サンヴェール尾張旭	尾張旭市南栄町黒石 48-1
	4	すないの家 尾張旭	尾張旭市柏井町弥栄 256-1
	5	ウィローふたば	瀬戸市西山町 1-46-18
	6	たんぼぼ菱野の里	瀬戸市南菱野町 128-1
	7	だいたい村	長久手市前熊下田 155
	8	長久手さつきの家	長久手市岩作色金 21-1
	9	ユニットケアしだみ敬愛園	名古屋市守山区桜坂 5-606
	介護老人保健施設		
	10	医療法人和光会介護老人保健施設清風苑	尾張旭市東印場町二反田 282-2
	11	介護老人保健施設 葵の園・長久手	長久手市岩作高山 43-7
	介護医療院		
	12	森孝病院介護医療院	名古屋市守山区四軒家 1-1013
	養護老人ホーム		
	13	蒲生会大和ホーム	尾張旭市柏井町公園通 512
	軽費老人ホーム		
	14	ケアハウス カトレア	尾張旭市平子町長池上 6447-1
	15	ケアハウス あさひコート	尾張旭市旭ヶ丘町濁池 1155-18
	16	ケアハウスウィローふたば	瀬戸市西山町 1-46-18
	有料老人ホーム		
	17	フローラユニーアイ	尾張旭市南栄町黒石 61-1
	18	遊楽里（ゆらり）	尾張旭市井田町 1-187
	19	青い鳥	尾張旭市旭前町 4-6-13
	20	サポートハウス結	尾張旭市東印場町 4-4-1
	21	BeautifulHouse こだち	尾張旭市井田町 4-86
	22	ピースフルハウス	尾張旭市向町 3-12-8
	23	あんずの郷	尾張旭市井田町 1-178
	24	スローライフハウス kotoha	尾張旭市新居町明才切 51
	25	印場元町 縁	尾張旭市印場元町 1-1-7
	26	スローライフハウスざわわ	尾張旭市北本地ヶ原町 2-22
	27	NEO 四軒家	尾張旭市庄南町 2-9-5
	28	高齢者住宅ジャカランタ	尾張旭市城山町三ツ池 6150-1
	29	シニアシティ太陽	尾張旭市柏井町公園通 108
	30	ほっとハウス華の季	尾張旭市井田町 3-207
	31	悠愛	尾張旭市西大道町六兵衛前 3953-1
	32	すずらん尾張旭市	尾張旭市狩宿新町 1-65
	33	ハピネス尾張旭	尾張旭市西大道町下大道 4034-1
	34	すみれ	尾張旭市城山町三ツ池 6162-1
	35	Think Life 旭	尾張旭市西山町 2-7-1
	36	トータルライフ・望	尾張旭市白鳳町 2-38
	37	心愛	尾張旭市西大道町五輪塚 3691

注）表中の番号は、図 3.2.6(3)の番号と対応する。

出典：「介護保険・高齢者福祉ガイドブック」（愛知県ホームページ）

「地域医療情報システム」（日本医師会ホームページ）

「マップ愛知（福祉施設）」（愛知県ホームページ）

表 3.2.9(5) 環境保全への配慮を要する施設（福祉施設等）

区分	No.	施設名	住所
福祉施設		有料老人ホーム	
	38	アイリー	尾張旭市西山町 2-9-1
	39	宅老所ひょうたん島	尾張旭市南栄町旭ヶ丘 40-1
	40	和(なごみ)～桜館～	瀬戸市水無瀬町 135
	41	やすらぎの家	瀬戸市東寺山町 182-3
	42	和(なごみ)～赤重館～	瀬戸市赤重町 117-3
	43	NEO 三郷	瀬戸市川西町 2-141-1
	44	陽明ドクターズケア医大前	瀬戸市井戸金町 373
	45	楽雅堂	瀬戸市高根町 1-96
	46	BeautifulHouse ひなた	瀬戸市西長根町 17-1
	47	しおさい	瀬戸市東長根町 46
	48	サン Ichiba	瀬戸市市場町 11
	49	なのは	瀬戸市松原町 2-123-1
	50	えいりの里	瀬戸市赤重町 11-1
	51	かざぐるま田端	瀬戸市田端町 2-41
	52	ケアノス瀬戸共栄	瀬戸市北浦町 4-36
	53	住宅型有料老人ホームアスカ	瀬戸市福元町 92
	54	ナーシングホームハート	瀬戸市東山町 1-171-1
	55	すずの里	瀬戸市西原町 1-1
	56	NIZI	瀬戸市松原町 3-97
	57	サポートハウス縁	瀬戸市小田妻町 1-118-2
	58	うららか	瀬戸市坂上町 585
	59	よつ葉	瀬戸市瀬戸口 2 瀬戸口南ビル 3, 4, 5 階
	60	CROSS	瀬戸市孫田町 15
	61	ぬくもり	長久手市南原山 12-1
	62	こくすい長久手	長久手市武蔵塚 610
	63	楽居暮	長久手市岩作中島 3-1
	64	Smile Link 長久手はなみずき	長久手市城屋敷 115
	65	住宅型有料老人ホームやさしいところ	長久手市坊の後 1121
	66	有料老人ホーム サニーライフ名古屋	長久手市五合池 2205
	67	ベストライフ愛知	長久手市根の神 1021
	68	小規模グループハウスココロ百合が丘	名古屋市守山区百合が丘 2202
	69	シルバーハウスつばみ四軒家	名古屋市守山区白山 4-1204 サンシャインマンション 3 階
	70	ココロ青山台 BLUE HOUSE	名古屋市守山区青山台 628-10
	71	ナラティブホームさくら四軒家	名古屋市守山区四軒家 1-331
	72	光の郷	名古屋市守山区白山 3-1002
	73	ココロ青山台 GREEN HOUSE	名古屋市守山区青山台 628-2
	74	まほろば	名古屋市守山区四軒家 1-312
	75	住宅型有料老人ホームメディカル／ リハビリテーション晴風	名古屋市守山区白山 3-501
	76	住宅型有料老人ホームみんなのおうち	名古屋市守山区四軒家 1-1507
	77	メディカルハウス FOREST 天子田	名古屋市守山区天子田 4-501-1
	78	H&N 名東	名古屋市名東区社が丘 1-804
	79	ゆうゆう未来館藤が丘	名古屋市名東区照が丘 210

注) 表中の番号は、図 3.2.6(3)の番号と対応する。

出典:「介護保険・高齢者福祉ガイドブック」(愛知県ホームページ)

「地域医療情報システム」(日本医師会ホームページ)

「マップ愛知(福祉施設)」(愛知県ホームページ)

表 3.2.9(6) 環境保全への配慮を要する施設（福祉施設等）

区分	No.	施設名	住所
福祉施設		有料老人ホーム	
	80	コーポおくほ	名古屋市名東区望が丘 308
	81	大野ハイツ	名古屋市名東区本郷 3-42
	82	ナーシングホームハート 藤ヶ丘	名古屋市名東区望が丘 304-2
	83	老人ホーム ようよう	名古屋市名東区社が丘 2-804
	84	アリスの家 社が丘	名古屋市名東区社が丘 2-1502
		認知症対応型共同生活介護	
	85	グループホームさくら・ひまわり	尾張旭市柏井町公園通 573-1
	86	グループホーム ひだまりの家	尾張旭市旭ヶ丘町旭ヶ丘 5756-2
	87	つつじ苑	尾張旭市桜ヶ丘町西 252
	88	グループホームあじさい 旭城前	尾張旭市城前町 3-1-33
	89	グループホーム すないの家 尾張旭	尾張旭市柏井町弥栄 256-1
	90	グループホームそらいろ	尾張旭市庄中町 2-4-8
	91	グループホーム町屋	瀬戸市水無瀬町 137
	92	グループホーム らく	瀬戸市共栄通 2-42
	93	グループホーム小町	瀬戸市東松山町 198-1
	94	グループホーム ねこの手	瀬戸市西原町 1-12
	95	グループホーム もうやこ	瀬戸市東山町 1-90-5
	96	グループホーム 嬉楽家	長久手市前熊下田 155
	97	サポートハウス 東名ながくて	長久手市平池 406
	98	グループホーム よろこんぶ	長久手市宮脇 807
	99	グループホーム優楽家	名古屋市守山区百合が丘 1812
	100	守山ケアハートガーデン グループホーム つづみの丘	名古屋市守山区百合が丘 3005
	101	アメニティホーム本郷	名古屋市名東区高柳町 323-1
	102	グループホームユタカガオカ	名古屋市名東区豊が丘 2706
		小規模多機能型居宅介護	
	103	小規模多機能あじさい 旭城前	尾張旭市城前町 3-1-33
	104	小規模多機能型居宅介護 想	瀬戸市西原町 1-12
	105	遊楽	瀬戸市瘤木町 49-7
	106	小規模多機能型居宅介護 楽家晴	長久手市草掛 1-1
		看護小規模多機能型居宅介護	
	107	なかよしホームらく	瀬戸市東横山町 48
	108	P ビレッジ長久手 I	長久手市石場 902
		短期入所生活介護	
	109	尾張旭ケアセンターそよ風	尾張旭市東本地ヶ原町 3-6
	110	ショートステイ 杜の宿	長久手市前熊下田 155
	111	ショートステイ安心館長久手	長久手市岩作中根原 54-1

注) 表中の番号は、図 3.2.6(3)の番号と対応する。

出典：「介護保険・高齢者福祉ガイドブック」（愛知県ホームページ）

「地域医療情報システム」（日本医師会ホームページ）

「マップ愛知（福祉施設）」（愛知県ホームページ）

表 3.2.9(7) 環境保全への配慮を要する施設（福祉施設等）

区分	No.	施設名	住所
保育施設	1	東部保育園	尾張旭市狩宿新町1丁目56
	2	中部保育園	尾張旭市西大道町前田3786
	3	西部保育園	尾張旭市印場元町5丁目14-10
	4	藤池保育園	尾張旭市東栄町1丁目9-1
	5	本地ヶ原保育園	尾張旭市北本地ヶ原町1丁目21
	6	茅ヶ池保育園	尾張旭市城前町1丁目7-5
	7	川南保育園	尾張旭市大塚町2丁目4-1
	8	西山保育園	尾張旭市井田町2丁目175
	9	あたご保育園	尾張旭市新居町今池下2910-1
	10	柏井保育園	尾張旭市柏井町弥栄16
	11	稲葉保育園	尾張旭市稲葉町1丁目43
	12	はんのき保育園	尾張旭市桜ヶ丘町2丁目217
	13	あさひおっかい保育園	尾張旭市平子町東157-1
	14	保育所てんとう虫	尾張旭市新居町明才切23-1
	15	レイモンド庄中保育園	尾張旭市庄中町1丁目2-8
	16	スクルドエンジェル保育園三郷園	尾張旭市三郷町中井田202番地1
	17	ナーサリースクールファミリー	尾張旭市東栄町1丁目7番地18
	18	あさひちいさないえほいくえん	尾張旭市印場元町2丁目10番地7
	19	メモリーツリー旭保育園	尾張旭市向町2丁目6番地1
	20	旭前わかば保育園	尾張旭市旭前町5丁目7番地8
	21	キラキラスター保育園	尾張旭市東山町1丁目2番地5 アサヒビル1階2号室
	22	リトルフレンズほいくえん みなみはらやま	尾張旭市南原山町赤土210-1 グレースミキビル1階
	23	ヤクルトあさひ保育ルーム	尾張旭市向町1丁目11-14
	24	アンインターナショナルスクール	尾張旭市桜ヶ丘町2丁目18番地
	25	マミーズ保育園フィール三郷	尾張旭市北原山土地区画整理事業地内第113街区1番
	26	あらかわ保育園	尾張旭市北原山町陀摩屋敷1388番地2
	27	Root House	尾張旭市西大道町六兵衛前3970番地
	28	あんじゅ保育室	尾張旭市平子町北61番地フローレンス旭1階
	29	水南保育園	瀬戸市東松山町155
	30	幡山保育園	瀬戸市瘤木町70
	31	幡山南保育園	瀬戸市東菱野町142
	32	こうはん保育園	瀬戸市南山町1丁目118
	33	ふたば保育園	瀬戸市東長根町117
	34	アスク新瀬戸保育園	瀬戸市苗場町63-1
	35	ひかりみつる保育園	瀬戸市東山町1丁目169-2
	36	アートチャイルドケア瀬戸南山保育園	瀬戸市南山町1丁目152-2
	37	アートチャイルドケア瀬戸幡山西保育園	瀬戸市西本地町1丁目110-1
	38	memorytree 瀬戸保育園	瀬戸市福元町127-3
	39	松ヶ丘保育園	瀬戸市松原町2丁目73番地2

注) 表中の番号は、図 3.2.6(4)の番号と対応する。

出典:「保育所一覧」「認可外保育施設」(愛知県ホームページ)

「市内の幼稚園・認可外保育施設一覧」「保育所・小規模保育事業所一覧」(尾張旭市ホームページ)

「保育園一覧」(瀬戸市ホームページ)

表 3.2.9(8) 環境保全への配慮を要する施設（福祉施設等）

区分	No.	施設名	住所
保育施設	40	こどもとツクルようちえん～もりのね～	瀬戸市松原町 2-8 番地瀬戸民間教育センター「ヴェルデ」内
	41	ロジキッズ瀬戸	瀬戸市山の田町 43 番地 436
	42	保育室ほっとミルク	瀬戸市瀬戸口町 2 番地 瀬戸口南ビル 1F
	43	ワタキューセイモア株式会社 名古屋支店 託児所	瀬戸市坊金町 46
	44	上郷保育園	長久手市前熊前山 173-2
	45	色金保育園	長久手市岩作中島 13
	46	長湫東保育園	長久手市東狭間 703
	47	長湫西保育園	長久手市作田 2 丁目 1701
	48	長湫北保育園	長久手市鴨田 1001-2
	49	アスクはなみずき保育園	長久手市仲田 1609
	50	アートチャイルドケア長久手保育園	長久手市東原山 46-101
	51	アインながくて保育園	長久手市山桶 117
	52	コロポックル長久手保育園	長久手市坊の後 1418
	53	てとろ北保育園	長久手市池田 61-4
	54	スマイル☆キッズ	長久手市杵ヶ池 1302 番地ボニーヒル C 棟 101
	55	パセリ保育室	長久手市熊田 701 番地サンハイツいばら 1-D
	56	長久手ひまわり保育室（旧：こどものまち保育室ながくて）	長久手市井堀 208 番地エクセル川本パートⅡ
	57	はな保育室はなみずき通	長久手市五合池 1408 番地
	58	はな保育室としょかん通	長久手市桜作 708 番地
	59	キッズインターナショナルスクール	長久手市岩作長箴 15-2
	60	はひふへ保育園託児ルーム	長久手市作田 2-809
	61	サクラキッズインターナショナル	長久手市根の神 206
	62	1 時保育室 HOME ながくて	長久手市下山 1101
	63	イオンゆめみらい保育園長久手	長久手市勝入塚 501 イオンモール B1
	64	ハートフルハウス保育園「みんなおいで！」	長久手市岩作中島 3-1
	65	藤が丘 にじのこども保育園	長久手市平池 501 ドリームワン 1F
	66	もりのくまさん託児所	長久手市下山 43 番 7 クレオフェューメルディング 3F
	67	はひふへ保育園	長久手市作田 1-903 番地丸石ビル 1F
	68	IKEA 長久手ダーギス	長久手市神門前 502
	69	長久手くるみ保育園	長久手市下山 3 番地 1
	70	はひふへ保育園としょかん通り園	長久手市戸田谷 1111 番地
	71	ホーユーにこにこランド	長久手市櫛木 1-12
	72	ヤクルト長久手センター保育ルーム	長久手市岩作寺山 59 番 1
	73	愛知医科大学保育所アイキッズハウス	長久手市岩作雁又 11-1

注) 表中の番号は、図 3.2.6(4) の番号と対応する。

出典：「保育所一覧」「認可外保育施設」（愛知県ホームページ）
「保育園一覧」（瀬戸市ホームページ）

表 3.2.9(9) 環境保全への配慮を要する施設（福祉施設等）

区分	No.	施設名	住所
保育施設	74	本地保育園	名古屋市守山区本地が丘 1601
	75	ひなた保育園	名古屋市守山区四軒家 1 丁目 330
	76	フィリオ森孝東保育園	名古屋市守山区森孝東 1 丁目 638
	77	青山保育園	名古屋市守山区青山台 628-18
	78	タマちゃん学園	名古屋市守山区白山 1-2301
	79	紘仁病院 託児所	名古屋市守山区四軒家 1 丁目 710 番地
	80	藤里保育園	名古屋市名東区藤里町 1003
	81	望が丘せせらぎ保育園	名古屋市名東区望が丘 277
	82	シャイニー・キッズ保育園	名古屋市名東区本郷 1 丁目 91
	83	アスク名東藤が丘保育園	名古屋市名東区小池町 2-2
	84	ふじがおか保育園	名古屋市名東区藤が丘 99
	85	ちいさなおうちえんはなのオリーブ	名古屋市名東区宝が丘 12
	86	小規模保育事業ソラーナほんごう	名古屋市名東区藤森 2 丁目 286 番地ステイタスビル 1FA
	87	スクルドエンジェル保育室 ふじがおか園	名古屋市名東区富が丘 37
	88	めいてつ保育ステーション本郷ぽっぽ園	名古屋市名東区藤森 2 丁目 286 番地ステイタスビル 2 階
	89	スターチャイルド	名古屋市名東区藤が丘 116 番地 ask ビル B1
	90	にじいろキッズ	名古屋市名東区社が丘 1 丁目 804

注) 表中の番号は、図 3.2.6(4)の番号と対応する。
出典:「保育所等」(名古屋市ホームページ)

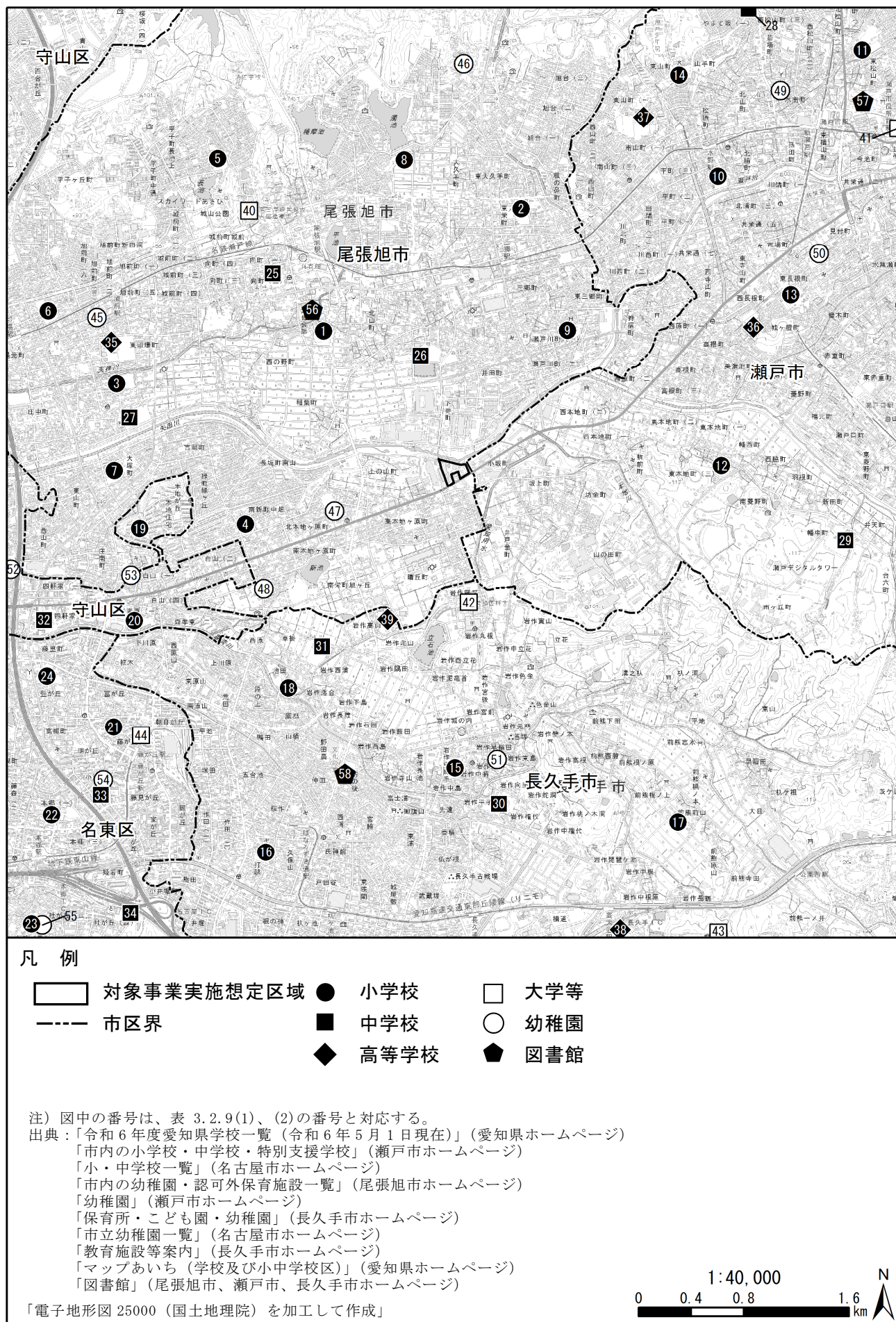


図 3.2.6(1) 環境保全への配慮を要する施設(教育施設)

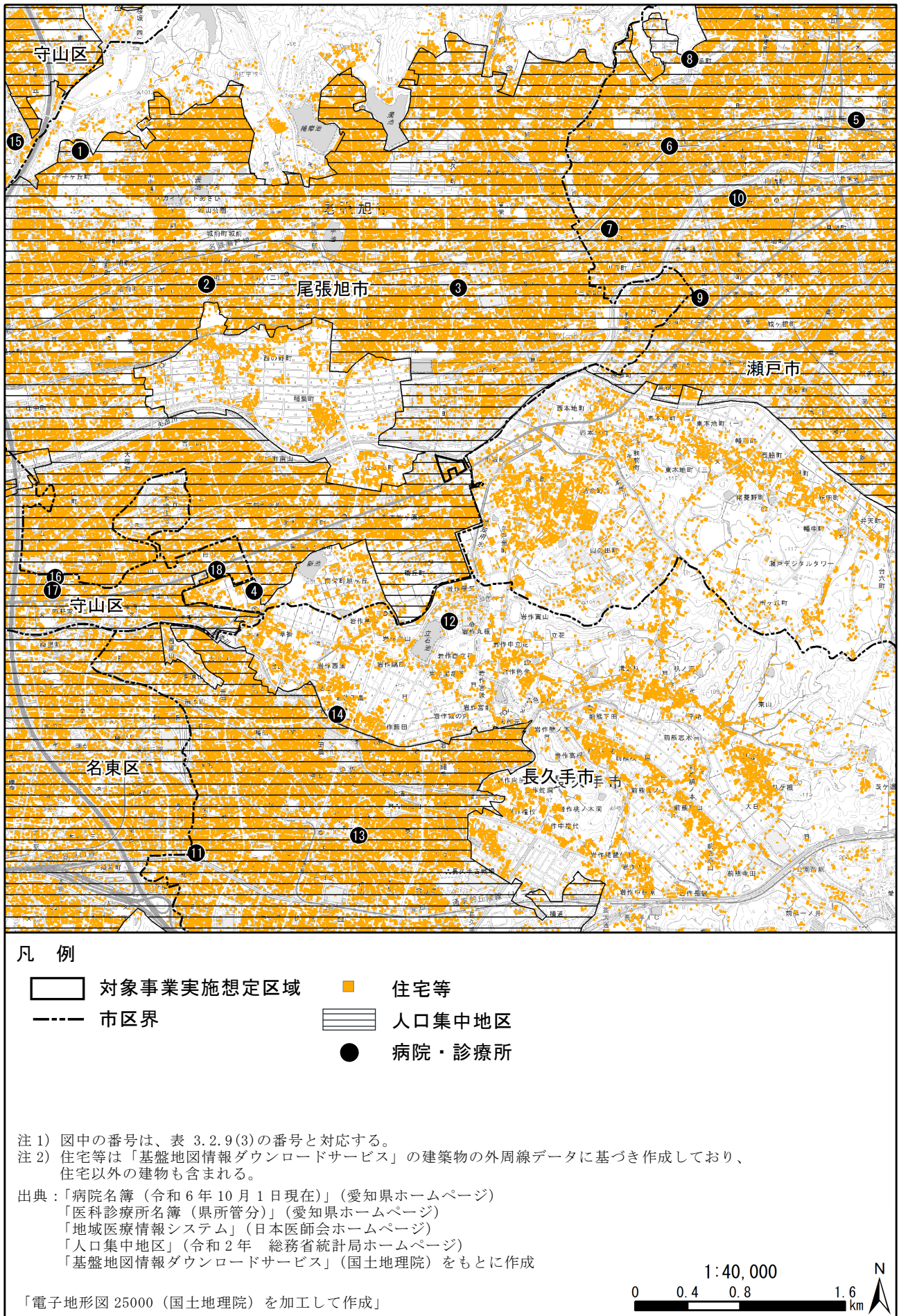


図 3.2.6(2) 環境保全への配慮を要する施設（医療施設）

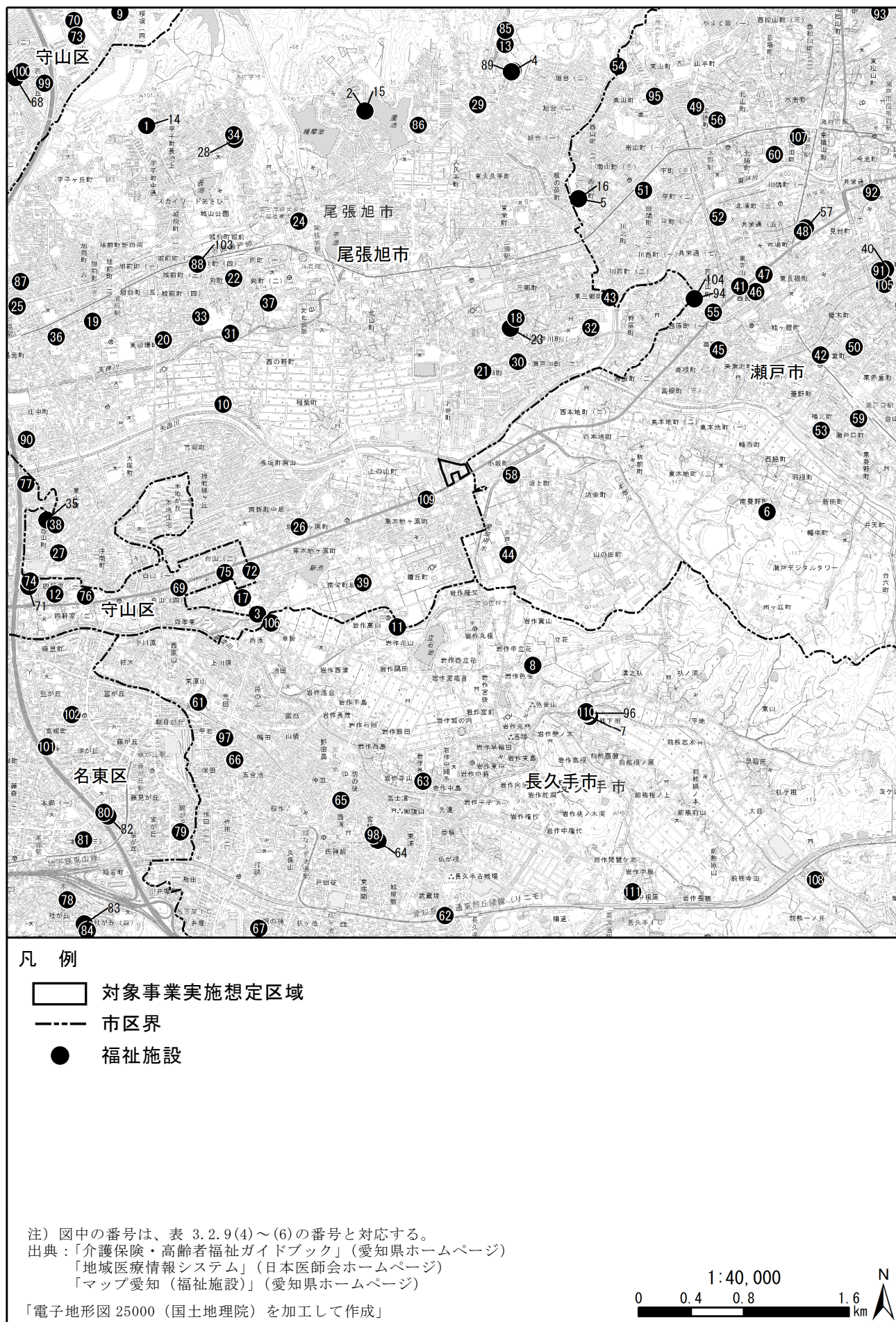


図 3.2.6(3) 環境保全への配慮を要する施設(福祉施設等)

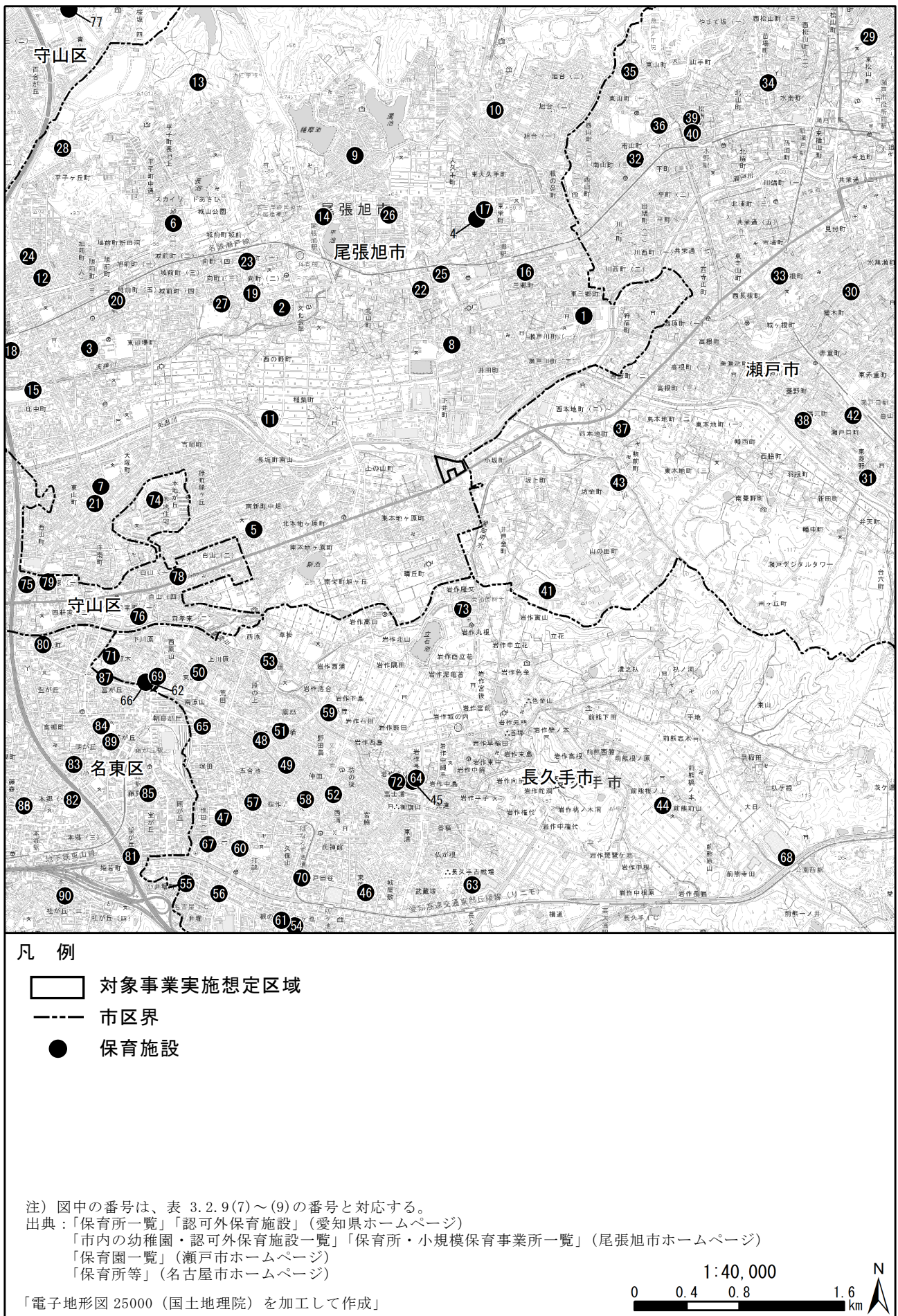


図 3.2.6(4) 環境保全への配慮を要する施設(福祉施設等)

3.2.7 下水道の整備の状況

対象事業実施想定区域及びその周囲4市における公共下水道等の普及状況は、表3.2.10に示すとおりである。

対象事業実施想定区域が位置する尾張旭市の令和6年度における下水道処理人口普及率は89.5%、合併処理浄化槽普及率は7.9%となっている。

また、その他の市町の下水道処理人口普及率については、瀬戸市は72.0%、長久手市は90.3%、名古屋市は99.4%となっている。

表 3.2.10 公共下水道等の普及状況（令和6年度）

令和6年度末時点

項目 市	住民基本 台帳人口 (千人)	汚水処理 人口 (千人)	汚水処理 人口 普及率 (%)	下水道		合併処理浄化槽	
				下水道 処理 人口 (千人)	下水道 処理 人口 普及率 (%)	合併処理 浄化槽 処理 人口 (千人)	合併処理 浄化槽 普及率 (%)
尾張旭市	83.6	81.4	97.4	74.8	89.5	6.6	7.9
瀬戸市	125.8	103.5	82.3	90.6	72.0	13.0	10.3
長久手市	61.4	60.8	99.1	55.5	90.3	1.7	2.8
名古屋市	2,299.9	2,292.5	99.7	2,286.3	99.4	6.2	0.3

出典：「愛知県内市町村別汚水処理人口普及状況」（愛知県ホームページ）

3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

3.2.8.1 大気質

(1) 大気汚染に係る環境基準等

「環境基本法」（平成5年法律第91号）に基づく大気汚染に係る環境基準及び有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）に基づく環境基準は、表 3.2.11に示すとおり定められている。なお、環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が生活していない地域又は場所については適用されない。

表 3.2.11(1) 大気汚染に係る環境基準

物質名 項目	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状 物質 (SPM)	光 化 学 オキシダント (O ₃)
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
長期的評価	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.04ppm以下であること。 ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下であること。	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、10ppm以下であること。 ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m ³ 以下であること。 ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。	—
短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	—	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること。	年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下であること。 ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価する。

出典：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）
「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環大企第143号）
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）
「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」（昭和53年環大企第262号）

表 3.2.11(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質名 項目	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境基準	年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
評価方法	同一地点における年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。			

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号）

表 3.2.11(3) 微小粒子状物質に係る環境基準

物質名 項目	微小粒子状物質
環境基準	1年平均値が15 μ g/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μ g/m ³ 以下であること。
評価方法	1年平均値が15 μ g/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値の年間98%値が35 μ g/m ³ 以下であること。

出典：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（通知）」（平成21年環水大総発第090909001号）

表 3.2.11(4) ダイオキシン類に係る環境基準

物質名 項目	ダイオキシン類
環境基準	年間平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
評価方法	同一地点における1年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価する。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」

（平成11年環境庁告示第68号）

(2) 大気汚染に係る規制基準

計画施設は、「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）及び「県条例」に定めるばい煙発生施設（廃棄物焼却炉）、「大気汚染防止法」に定める水銀排出施設（廃棄物焼却炉）、「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める特定施設（廃棄物焼却炉）に該当する。

① 硫黄酸化物

a) 排出基準

「大気汚染防止法」及び「県条例」では、K値規制として、ばい煙発生施設ごとに排出口（煙突）の高さに応じて、硫黄酸化物の許容排出量を次式により定めている。尾張旭市における排出基準（K値）は、表 3.2.12に示すとおりである。

$$q = K \times 10^{-3} \times H_e^2$$

q：硫黄酸化物の許容排出量（m³N/時）

K：法施行規則第3条及び県条例施行規則第9条で定められた値

H_e：補正された排出口の高さ（m）

表 3.2.12 硫黄酸化物の排出基準（K値）

地域 区分	区域	法			県条例	
		設置年月日			設置年月日	
		～ S 47. 1. 4	S 47. 1. 5 ～ S 49. 3. 31	S 49. 4. 1 ～	～ S 49. 9. 29	S 49. 9. 30 ～
法52号 県条例4	瀬戸市、春日井市、豊田市（平成17年3月31日における豊田市の区域に限る。）、小牧市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、みよし市、長久手市及び東郷町	9.0			9.0	

出典：「大気汚染防止法施行令」（昭和43年政令第329号）

「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年愛知県規則第87号）

b) 総量規制

「大気汚染防止法」では、地域により硫黄酸化物の総量規制基準が定められているが、対象事業実施想定区域が位置する尾張旭市は指定地域には含まれていない。

c) 総排出量規制

対象事業実施想定区域が位置する尾張旭市は、「県条例」に基づく硫黄酸化物の総排出量規制の対象地域となっている。総排出量規制は次式により定められており、総排出量規制の算出に用いる定数は、表 3.2.13に示すとおりである。

$$Q = R_3 \{ 0.7 \alpha S_3 (a W_2 + b) + Q'' \}$$

Q : 硫黄酸化物の排出許容量 (m³N/時)
W₁ : 昭和49年9月29日現在の大気指定施設の燃焼能力の合計値 (L/時)
W₂ : 大気指定施設の燃焼能力の合計値 (L/時)
Q'' : 昭和49年9月30日以降に設置される大気指定施設から燃料以外のものの燃焼によって排出される硫黄酸化物の量 (m³N/時)
a : 定数 (表3.2.13参照)
b : 定数 (表3.2.13参照)
R₃ : 定数 (尾張旭市を含む内陸地域=1.0)
 αS_3 : 定数 (= (0.480 - 0.041 log y₂) / 100)
 $y_2 = | (a W_2 + b) - (a W_1 + b) |$

表 3.2.13 総排出量規制の定数（廃棄物焼却炉）

対象規模	大気指定工場等における大気指定施設の燃焼設備の燃料の燃焼能力の合計 (重油の量に換算した1時間当たり)	a	b
火格子面積2㎡以上 又は焼却能力200kg/時以上 又は焼却設備の燃焼能力が重油 換算50L/時以上	500L 以上 1,000L 未満	0.643	16
	1,000L 以上 5,000L 未満	0.743	-84
	5,000L 以上 10,000L 未満	0.606	620
	10,000L 以上	0.861	-1,930

出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年愛知県規則第87号）

② ばいじん

「大気汚染防止法」では、施設の種類等による基準が定められている。廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準は、表 3.2.14に示すとおりであり、計画施設は0.04g/m³Nが該当する。

表 3.2.14 ばいじんの排出基準（廃棄物焼却炉）

施設名	焼却能力 (t/時)	規模 (万m ³ N/時)	上乗せ基準 (g/m ³ N)	一般排出基準 (g/m ³ N)		
			設置年月日	設置年月日		0n (%)
			S 48. 4. 1～	～H10. 6. 30	H10. 7. 1～	
廃棄物焼却炉	4以上	—	—	0.08	0.04	12
	2以上4未満	—	—	0.15	0.08	12
	2未満	—	—	0.25	0.15	12
廃棄物 焼却炉	連続炉	4以上	0.10	—	—	0s
		1以上4未満	0.20	—	—	0s
		1未満	—	—	—	—

注1) この表に掲げるばいじんの量は、日本産業規格（以下「規格」という。）Z 8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火屑整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。

注2) ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては一工程の平均の量とする。

注3) ばいじん量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : ばいじん量 (g/m³N)

Cs : 測定時のばいじん量 (g/m³N)

0n : 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

0s : 測定時の酸素濃度 (%)

注4) 一般排出基準と上乗せ基準の両方に該当する施設については、いずれかの厳しい基準が適用される。

出典 : 「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）

「大気汚染防止法第4条第1項に基づく排出基準を定める条例」（昭和48年愛知県条例第4号）

③ 窒素酸化物

a) 排出基準

「大気汚染防止法」では、施設の種類、規模及び設置年月日により排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る窒素酸化物の排出基準は、表 3.2.15に示すとおりであり、計画施設は250ppmが該当する。

表 3.2.15 窒素酸化物の排出基準（廃棄物焼却炉）

施設名	規模 (万m ³ N/時)	0n (%)	排出基準 (ppm)		
			設置年月日		
			～S 52. 6. 17	S 52. 6. 18～ S 54. 8. 9	S 54. 8. 10～
廃棄物焼却炉 (連続炉)	4以上	12	300	250	250
	4未満		300	300	250

注) 窒素酸化物量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : 窒素酸化物濃度 (ppm)

0n : 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

Cs : 測定時の窒素酸化物濃度 (ppm)

0s : 測定時の酸素濃度 (%)

出典 : 「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）

b) 工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領

愛知県では、工場・事業場に対し窒素酸化物排出量の削減の指導が行われており、計画施設については指導対象ばい煙発生施設にあたる。窒素酸化物の指導要領は、表 3.2.16に示すとおりである。

表 3.2.16 窒素酸化物に係る指導要領

指導対象工場・事業場	指導対象施設 (大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設)	指導内容	
		新增施設 (昭和58年6月15日以後に設置されるばい煙発生施設)	既設施設 (昭和58年6月14日までに設置されたばい煙発生施設)
大気指定工場等 (県条例施行規則第26条)	廃棄物焼却炉 (火格子面積が2m ² 以上又は焼却能力が200kg/時以上)	1. 表 3.2.15に示す窒素酸化物の排出基準の20%以上の低減。 ただし、削減されるべき窒素酸化物排出量と同等以上の量が他の施設で削減される場合は、この限りでない。 2. 1.の規定にかかわらず、新設に伴う既設施設の廃止の場合、新設の施設から排出される窒素酸化物の量は、当該廃止施設の量を下回ること。 ただし、新設施設に対する指導は、1.の規定による濃度の低減を限度とする。	表 3.2.15に示す窒素酸化物の排出基準（昭和60年3月31日において当該施設に適用される基準）の5%以上の低減。 ただし、削減されるべき窒素酸化物排出量と同等以上の量が他の施設で削減される場合は、この限りではない。

出典：「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領」（平成18年4月 愛知県）

④ 塩化水素

「大気汚染防止法」では、廃棄物焼却炉について塩化水素の排出基準が表 3.2.17に示すとおり定められている。

表 3.2.17 塩化水素の排出基準（廃棄物焼却炉）

施設名	排出基準
廃棄物焼却炉	700mg/m ³ N (430ppm)

注) 廃棄物焼却炉に係る塩化水素量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{ (21 - 0n) / (21 - 0s) \} \times Cs$$

C : 塩化水素の量 (mg/m³N)
Cs : 排出ガス中の塩化水素の量 (mg/m³N)
0n : 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)
0s : 排出ガス中の酸素濃度 (%)

出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）
「廃棄物焼却炉に係る塩化水素及び窒素酸化物の排出規制について」（昭和52環整54号）

⑤ 水銀

「大気汚染防止法」では、廃棄物焼却炉について水銀の排出基準が、表 3.2.18に示すとおり定められており、計画施設では $30 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ が該当する。

表 3.2.18 水銀の排出基準（廃棄物焼却炉）

施設名	排出基準（ $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ ） ^{注2)}		On（%）
	～H30.3.31 ^{注3)}	H30.4.1～	
廃棄物焼却炉 ^{注1)}	50	30	12

注1) 火格子面積 2m^2 以上又は焼却能力が $200\text{kg}/\text{時}$ 以上について適用される。

注2) 廃棄物焼却炉に係る水銀量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C：水銀の量（ $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ ）

Cs：排出ガス中の水銀の量（ $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ ）

0n：施設ごとに定められた標準酸素濃度（12%）

0s：排出ガス中の酸素濃度（%）

注3) 「大気汚染防止法の一部を改正する法律」（平成27年法律第41号）の施行（平成30年4月1日）において設置されている施設（設置の工事が着工されているものを含む。）を指す。

出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）

⑥ ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出基準が表 3.2.19に示すとおり定められており、計画施設では $0.1\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ が該当する。

表 3.2.19 廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の排出基準

規模 (焼却能力 ^{注1)})	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N) ^{注2) 注3)}			On (%)
	設置年月日			
	～H9. 12. 1	H9. 12. 2～ H12. 1. 14	H12. 1. 15～	
4t/時以上	1	0. 1	0. 1	12
2t/時以上～4t/時未満	5	1	1	
火格子面積2m ² 以上又は 焼却能力0. 2t/時以上2t/時未満	10	5	5	
上記以外	10	10	5	

注1) 火床面積 0.5m^2 以上又は焼却能力が $50\text{kg}/\text{時}$ 以上について適用される。

注2) ダイオキシン類の濃度の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C：ダイオキシン類の濃度（ $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ ）

Cs：測定時のダイオキシン類の濃度（ $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ ）

0n：施設ごとに定められた標準酸素濃度（12%）

0s：測定時の酸素濃度（%）

注3) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成11年総理府令第67号）

3.2.8.2 騒音

(1) 騒音に係る環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は、表 3.2.20に示すとおり定められている。対象事業実施想定区域は工業地域に指定されており、C地域に該当する。

表 3.2.20(1) 騒音に係る環境基準

地域の類型		基準値	
		昼 間 午前6時～午後10時	夜 間 午後10時～翌日の午前6時
AA	該当なし	50デシベル以下	40デシベル以下
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域 ^{注)}	55デシベル以下	45デシベル以下
B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域	55デシベル以下	45デシベル以下
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	60デシベル以下	50デシベル以下

注) 瀬戸市、長久手市及び名古屋市については田園住居地域は含まれない。

表 3.2.20(2) 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分		基準値	
		昼 間 午前6時～午後10時	夜 間 午後10時～翌日の午前6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域		65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。幹線交通を担う道路に近接する空間は、特例として表 3.2.20(3)の基準による。

表 3.2.20(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準（特例）

基 準 値	
昼 間 午前6時～午後10時	夜 間 午後10時～翌日の午前6時
70デシベル以下	65デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

注1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- ① 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
② 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に定める自動車専用道路

注2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離により、特定された範囲をいう。

- ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）
「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成11年愛知県告示第261号）
「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成30年尾張旭市告示第26号）
「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成24年瀬戸市告示第44号）
「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成24年長久手市告示第55号）
「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成24年名古屋市告示第141号）

(2) 騒音に係る規制基準

① 特定工場等に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）及び「県条例」等に基づく特定工場等に係る規制基準は、表 3.2.21に示すとおりである。

対象事業実施想定区域は工業地域に指定されており、第4種区域に該当する。

表 3.2.21 特定工場等に係る騒音規制基準

時間の区分 地域の区分		昼 間	朝・夕	夜 間
		午前8時から 午後7時まで	午前6時から午前8時 まで 午後7時から午後10時 まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
	都市計画区域で用途地域の 定められていない地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
第4種区域	工業地域	70デシベル	65デシベル	60デシベル
	工業専用地域	75デシベル	75デシベル	70デシベル
	都市計画区域以外の地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル

1 第3種区域、第4種区域、工業専用地域及び都市計画区域以外の地域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

2 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。（1の適用を受ける区域は除く。）

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）

「特定工場等において発生する騒音の規制基準」（昭和46年愛知県告示第800号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年愛知県規則第87号）

「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定等」（平成30年尾張旭市告示第27号）

② 特定建設作業に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」及び「県条例」等に基づき、特定建設作業に係る騒音の基準が定められている。

特定建設作業に係る規制基準は、表 3.2.22に示すとおりである。

対象事業実施想定区域は工業地域に指定されており、②地域の基準が適用される。

表 3.2.22 特定建設作業に係る騒音の規制基準

規制の種別	地域の区分	基準等
基準値	①②③	85デシベルを超えないこと
作業時間	①	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと
	②	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと
*1日あたりの作業時間	①	10時間を超えないこと
	②	14時間を超えないこと
作業期間	①②③	連続6日を超えないこと
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと

注1) 基準値は、騒音特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

注2) 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず1日の作業時間を4時間以上*欄に定める時間未満の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

注3) 地域の区分

①地域：ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域及び都市計画区域以外の地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域

②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）

③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準により指定する区域」（昭和46年愛知県告示第801号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年愛知県規則第87号）

「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定等」（平成30年尾張旭市告示第27号）

③ 自動車騒音に係る要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音に係る要請限度は表 3.2.23に示すとおり定められている。

表 3.2.23 自動車騒音に係る要請限度

区域区分	時間区分		道路に面する地域		幹線交通を担う道路 に近接する空間
			1車線	2車線以上	
a	昼間	6時～22時	65デシベル	70デシベル	昼間 75デシベル 夜間 70デシベル
	夜間	22時～翌日6時	55デシベル	65デシベル	
b	昼間	6時～22時	65デシベル	75デシベル	
	夜間	22時～翌日6時	55デシベル	70デシベル	
c	昼間	6時～22時	75デシベル		
	夜間	22時～翌日6時	70デシベル		

※区域区分

a 区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域

b 区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(瀬戸市、長久手市及び名古屋市の場合は田園住居地域は含まれない。)

注1) 要請限度とは、「騒音規制法」第17条第1項の規定に基づく「自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に「道路交通法」(昭和35年法律第105号)の規定による措置を執るべきことを要請するものとする」際の限度をいう。

注2) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

① 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道は4車線以上の区間)

② 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に定める自動車専用道路

注3) 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離により、特定された範囲をいう。

① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

(平成12年総理府令第15号)

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の区分」

(平成12年愛知県告示第312号)

「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定等」(平成30年尾張旭市告示第27号)

「自動車騒音に係る要請限度(区域区分)」(平成24年瀬戸市告示第45号)

「自動車騒音の要請限度を定める省令に規定する区域の区分」(平成24年長久手市告示第56号)

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令による区域の区分」

(平成12年名古屋告示第89号)

3.2.8.3 振動

(1) 振動に係る規制基準

① 特定工場等に係る振動の規制基準

「振動規制法」（昭和51年法律第64号）及び「県条例」等に基づき、著しい振動を発生する施設を設置する工場等に係る規制基準は表 3.2.24に示すとおり定められている。

対象事業実施想定区域は工業地域に指定されており、第2種区域の2の基準が適用される。

表 3.2.24 特定工場等に係る振動規制基準

地域区分			時間区分	昼 間	夜 間
				午前7時から 午後8時まで	午後8時から 翌日の午前7時まで
第1種区域	1	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域		60デシベル	55デシベル
	2	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域		65デシベル	55デシベル
第2種区域	1	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域		65デシベル	60デシベル
	2	工業地域		70デシベル	65デシベル
		工業専用地域		75デシベル	70デシベル
		都市計画区域以外の地域		65デシベル	60デシベル

- 1 工業地域及び工業専用地域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。
- 2 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする（1の適用を受ける区域は除く。）。

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和51年環境庁告示第90号）

「特定工場等において発生する振動の規制基準」（昭和52年愛知県告示第1047号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年愛知県規則第87号）

「振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定等」（平成30年尾張旭市告示第28号）

② 特定建設作業に係る振動の規制基準

「振動規制法」及び「県条例」等に基づき、建設工事として行われる作業のうち著しい振動を発生する作業及び振動の規制基準は表 3. 2. 25に示すとおり定められている。

対象事業実施想定区域は工業地域に指定されており、②地域の基準が適用される。

表 3. 2. 25 特定建設作業に係る振動の規制基準

規制の種別	地域の区分	基準等
基準値	①②③	75デシベルを超えないこと
作業時間	①	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと
	②	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと
*1日あたりの作業時間	①	10時間を超えないこと
	②	14時間を超えないこと
作業期間	①②③	連続6日を超えないこと
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと

注1) 基準値は、振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

注2) 基準値を超えている場合、振動の防止の方法の改善のみならず1日の作業時間を4時間以上*欄に定める時間未満の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

注3) 地域の区分

①地域：ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域及び都市計画区域以外の地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域

②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）

③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）

「振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定に基づく区域の指定」（昭和52年愛知県告示第1048号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年愛知県規則第87号）

「振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定等」（平成30年尾張旭市告示第28号）

③ 道路交通振動に係る要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動に係る要請限度は、表 3. 2. 26に示すとおりである。

表 3. 2. 26 道路交通振動に係る要請限度

区域区分	要請限度	
	昼間 午前7時から午後8時まで	夜間 午後8時から翌日の午前7時まで
第1種	65デシベル	60デシベル
第2種	70デシベル	65デシベル

※区域の区分

第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域（瀬戸市、長久手市及び名古屋市の田園住居地域は含まれない）

注) 要請限度とは、「振動規制法」第16条第1項の規定に基づく「道路交通振動がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損われていると認められるときに、市町村長が道路管理者に対し該当道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする」際の限度をいう。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）

「振動規制法施行規則別表第2備考1の規定に基づく区域の区分及び同表備考2の規定に基づく時間の区分の指定」

（昭和52年愛知県告示第1049号）

「振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定等」（平成30年尾張旭市告示第28号）

「道路交通振動に係る要請限度（区域区分・時間の区分）」（平成24年瀬戸市告示第46号）

「道路交通振動の要請限度に係る区域の区分及び時間の区分」（平成24年長久手市告示第57号）

「振動規制法施行規則別表第2備考1及び2の規定に基づく区域の区分及び時間の指定」（昭和61年名古屋市告示第113号）

3.2.8.4 悪臭

愛知県は県内全域が「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号）の規制地域であり、対象事業実施想定区域が位置する尾張旭市においても臭気指数による規制が行われている。「悪臭防止法」に基づく臭気指数による規制基準及び規制区分は表 3.2.27に示すとおりである。

対象事業実施想定区域は、第2種地域に該当する。

表 3.2.27 悪臭防止法に基づく臭気指数による規制基準

規制区分	敷地境界 (1号基準)	気体排出口 (2号基準)	排水 (3号基準)
第1種地域	臭気指数12	規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した値	臭気指数28
第2種地域	臭気指数15		臭気指数31
第3種地域	臭気指数18		臭気指数34

注1) 臭気指数は、試料を人間の嗅覚で臭気を感じられなくなるまで無臭の空気（試料が水の場合は無臭の水）で希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）から次式により算定される。

$$(\text{臭気指数}) = 10 \times \log_{10} (\text{臭気濃度})$$

- (参考) 臭気指数10：ほとんどの人が気にならない臭気
臭気指数12～15：気をつければ分かる臭気（希釈倍率16～32倍）
臭気指数18～21：らくに感知できる臭気（希釈倍率63～126倍）

注2) 「悪臭防止法施行規則」において気体排出口の高さが15m以上と15m未満の施設に分けて設定方法が定められている。

- ・15m未満 指標：臭気指数
大気拡散式：流量を測定しない簡易な方法
- ・15m以上 指標：臭気排出強度
大気拡散式：建物の影響による拡散場の乱れを考慮した大気拡散式

出典：「悪臭防止法施行規則」（昭和47年総理府令第39号）

- 「悪臭防止法による規制地域の指定及び規制基準の設定」（平成18年愛知県告示第378号）
「悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」（平成24年尾張旭市告示第42号）

3.2.8.5 水質

(1) 水質汚濁に係る環境基準

① 人の健康の保護に関する環境基準

「環境基本法」に基づく人の健康の保護に関する環境基準は表 3.2.28に示すとおりである。
人の健康の保護に関する環境基準は全公共用水域について定められている。

表 3.2.28 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと。」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

注3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示59号）

② 生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼、海域について利用目的に応じて水域類型を設定してそれぞれの基準が定められている。河川に適用される環境基準は表 3.2.29に示すとおりである。

対象事業実施想定区域北側を流れる矢田川は、D類型及び生物B類型に指定されている。

表 3.2.29 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目（河川））

ア

項目 類型	利用目的の適応性 ^{注)}	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—

備考

- 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
- いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100ml 以下とする。
- 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注)

- 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
- 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 環境保全：国民の日常生活（沿岸の散歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示59号）

③ ダイオキシン類に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類の環境基準は表 3.2.30に示すとおりである。

ダイオキシン類の環境基準は公共用水域及び底質について定められている。

表 3.2.30 ダイオキシン類に係る環境基準（水質及び水底の底質）

項目	基準値
水 質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下

備考1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

備考2 基準値（水底の底質を除く。）は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）

(2) 水質汚濁に係る規制基準

① 一律排水基準

一般廃棄物処理施設である焼却施設は、「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）に定める特定施設に該当する。特定施設を設置する事業場（特定事業場）は、排水量に関わらず有害物質に係る排水基準が適用される。有害物質に係る排水基準は、表 3.2.31に示すとおりである。

また、特定事業場からの排水が50m³/日以上の場合には、表 3.2.32に示す排水基準が適用される。なお、対象事業実施想定区域は窒素含有量及び磷含有量の排水基準の適用地域となっている。

表 3.2.31 排水基準 (有害物質)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.2mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外10mg/L 海域230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外8mg/L 海域15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

備考 「検出されないこと。」とは、「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

表 3.2.32 排水基準（生活環境項目）

項目		許容限度
水素イオン濃度		海域以外 5.8以上8.6以下 海域5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量		160mg/L (日間平均120mg/L)
化学的酸素要求量		160mg/L (日間平均120mg/L)
浮遊物質		200mg/L (日間平均150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5mg/L
	動植物油脂類	30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌数		日間平均800 CFU/mL
窒素含有量		120mg/L (日間平均60mg/L)
燐含有量		16mg/L (日間平均8mg/L)

備考

「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。

生物学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

窒素含有量について、その排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。

窒素含有量については、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく排出水の排出基準は、表 3.2.33に示すとおりである。

表 3.2.33 廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の排出基準（排水水）

特定施設種類	排出基準（pg-TEQ/L）
廃棄物焼却炉（火床面積0.5m ² 以上又は焼却能力50kg/h以上）に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設	10

注）基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」（平成11年政令第433号）

「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成11年総理府令第67号）

② 総量規制基準

対象事業実施想定区域は、「水質汚濁防止法」に基づく総量規制の指定地域内にあり、排水が50m³/日以上の場合は、COD（化学的酸素要求量）、窒素含有量、りん含有量について、以下に示すとおり、総量規制基準が適用される。なお、総量規制基準値の算出に用いる定数は、表 3.2.34 に示すとおりである。

○COD（化学的酸素要求量）に係る総量規制基準

$$L_{c} = (C_{c j} \cdot Q_{c j} + C_{c i} \cdot Q_{c i} + C_{c o} \cdot Q_{c o}) \times 10^{-3}$$

L_{c} : 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）

$C_{c j}$: 表 3.2.34に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）

$C_{c i}$: 表 3.2.34に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）

$C_{c o}$: 表 3.2.34に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）

$Q_{c j}$: 平成3年7月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量（単位 1日につき立方メートル）

$Q_{c i}$: 昭和55年7月1日から平成3年6月30日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量。（単位 1日につき立方メートル）

$Q_{c o}$: 特定排水の量（ $Q_{c j}$ 及び $Q_{c i}$ を除く。）（単位 1日につき立方メートル）

○窒素含有量に係る総量規制基準

$$L_{n} = (C_{n i} \cdot Q_{n i} + C_{n o} \cdot Q_{n o}) \times 10^{-3}$$

L_{n} : 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）

$C_{n i}$: 表 3.2.34中に掲げる窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）

$C_{n o}$: 表 3.2.34中に掲げる窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）

$Q_{n i}$: 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量（単位 1日につき立方メートル）

$Q_{n o}$: 特定排水の量（ $Q_{n i}$ を除く。）（単位 1日につき立方メートル）

○りん含有量に係る総量規制基準

$$L_{p} = (C_{p i} \cdot Q_{p i} + C_{p o} \cdot Q_{p o}) \times 10^{-3}$$

L_{p} : 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）

$C_{p i}$: 表 3.2.34中に掲げるりん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）

$C_{p o}$: 表 3.2.34中に掲げるりん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）

$Q_{p i}$: 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量（単位 1日につき立方メートル）

$Q_{p o}$: 特定排水の量（ $Q_{p i}$ を除く。）（単位 1日につき立方メートル）

表 3.2.34 総量規制基準の定数

区分		化学的酸素要求量 (mg/L)			窒素含有量 (mg/L)		りん含有量 (mg/L)	
		Ccj	Cci	Cco	Cni	Cno	Cpi	Cpo
ごみ処理業	日平均排水量 400m ³ 以上	30	30	30	20	25	1	1
	日平均排水量 400m ³ 未満						1.5	2.5

出典：「水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準」

(平成29年愛知県告示第286号)

「水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準」

(平成29年愛知県告示第287号)

「水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準」

(平成29年愛知県告示第288号)

③ 上乗せ基準

愛知県では、「水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年愛知県条例第4号）に基づき、県内全体を7水域に分け、業種や排水量の規模等に応じて上乗せ排水基準を定められている。

対象事業実施想定区域及びその周囲は名古屋港庄内川等水域に分類され、表 3.2.35に示す項目の上乗せ基準が適用される。

表 3.2.35 上乗せ排水基準（新設の工場又は事業場（名古屋港庄内川等水域））

項目		許容限度
生物化学的酸素要求量		25mg/L（日間平均20mg/L）
化学的酸素要求量		25mg/L（日間平均20mg/L）
浮遊物質		30mg/L（日間平均20mg/L）
ノルマルヘキサン	鉱油類	2mg/L
抽出物質含有量	動植物油脂類	10mg/L
フェノール類含有量		0.5mg/L
銅含有量		1mg/L

注）新設の工場又は事業場にあつては1日当たりの平均的な排水の量が20m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。ただし、非金属鉱業及び窯業原料精製業に係る工場又は事業場にあつては、すべての工場又は事業場に係る排水について適用する。

出典：「水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年愛知県条例第4号）

3.2.8.6 地盤、地下水及び土壌

(1) 地盤

対象事業実施想定区域が位置する尾張旭市は、「工業用水法」及び「県条例」による揚水規制の規制区域には該当していないが、「県条例」による水量測定器設置義務区域に該当することから、揚水設備のうち、揚水機の吐出口の断面積が19平方センチメートルを超える揚水設備（1事業所に2つ以上ある場合はその断面積の合計）を設置している場合は、水量測定器を設置し、地下水の揚水量を測定し、その結果を知事に報告しなければならない。

(2) 地下水及び土壌

① 地下水及び土壌に係る環境基準

「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく地下水の水質汚濁並びに土壌の汚染に係る環境基準は、表 3.2.36及び表 3.2.37に示すとおり定められている。

表 3.2.36 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L以下

備考

1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと。」とは、測定結果が平成9年環境庁告示第10号別表に定められた方法の定量限界を下回ることをいう。

3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

5 ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」
(平成11年環境庁告示第68号)

表 3.2.37 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下であること。

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては、平成3年環境庁告示第46号付表に定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 「検液中に検出されないこと。」とは、測定結果が平成3年環境庁告示第46号別表に定められた方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格（以下「規格」という。）K0125 5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「土壌汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」

（平成11年環境庁告示第68号）

② 土壌汚染対策法及び農用地の土壌の汚染防止等に関する法律

「土壌汚染対策法」においては、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地、一定規模（3,000m²）以上の形質の変更が行われる土地、土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地について、以下に示す特定有害物質による汚染の可能性のある場合に、土壌汚染状況調査、区域の指定及び健康被害防止のための措置を行うことが定められている。

「土壌汚染対策法」で定める特定有害物質

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、クロロエチレン、シマジン、シアン化合物、チオベンカルブ、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、テトラクロロエチレン、チウラム、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ベンゼン、ほう素及びその化合物、PCB、有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN）

また、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和45年法律第139号）においては、以下に示す特定有害物質による農用地の汚染がある場合、農用地土壌汚染対策地域として指定し、農用地土壌汚染対策計画を策定することが定められている。

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」で定める特定有害物質

カドミウム及びその化合物、銅及びその化合物、砒素及びその化合物

対象事業実施想定区域は、「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域及び要措置区域、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づく農用地土壌汚染対策地域のいずれにも指定されていない。

③ 土壌汚染等対策基準

「県条例」において、特定有害物質による土壌汚染等の有無を判断する基準である土壌汚染等対策基準は、表 3.2.38に示すとおり定められている。

表 3.2.38 土壌汚染等対策基準

特定有害物質の種類	土壌溶出量基準	土壌含有量基準	地下水基準
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	45mg/kg以下	0.003mg/L以下
六価クロム化合物	0.05mg/L以下	250mg/kg以下	0.05mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下	—	0.002mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下	—	0.003mg/L以下
シアン化合物	検出されないこと	50mg/kg以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	—	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	—	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	—	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	—	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—	0.04mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	—	0.002mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	—	0.02mg/L以下
水銀及びその化合物	水銀が0.0005mg/L以下、 かつアルキル水銀が検出 されないこと	15mg/kg以下	水銀が0.0005mg/L以下、か つアルキル水銀が検出され ないこと
セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	0.01mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下	—	0.006mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	—	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	—	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	0.01mg/L以下
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
砒素及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
ふっ素及びその化合物	0.8mg/L以下	4,000mg/kg以下	0.8mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下	—	0.01mg/L以下
ほう素及びその化合物	1mg/L以下	4,000mg/kg以下	1mg/L以下
P C B	検出されないこと	—	検出されないこと
有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと

出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年愛知県条例第7号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年愛知県規則第87号）

3.2.8.7 日照阻害

「建築基準法」（昭和25年法律第201号）及び「愛知県建築基準条例」（昭和39年愛知県条例第49号）では、表 3.2.39に示すとおり、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）の用途地域に応じた日影規制が設定されている。

対象事業実施想定区域は工業地域に指定されており、日影規制は適用されない。

表 3.2.39 建築基準法に基づく日影規制

地域又は区域	制限を受ける建築物	測定面高さ ^{注1)}	容積率(%)	日影時間	
				敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲 ^{注2)}	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	50の場合	3時間	2時間
			100・150の場合	4時間	2.5時間
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	高さが10mを超える建築物	4m	150の場合	3時間	2時間
			200の場合	4時間	2.5時間
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	高さが10mを超える建築物	4m	200の場合	4時間	2.5時間
近隣商業地域 準工業地域	高さが10mを超える建築物	4m	200の場合	5時間	3時間
都市計画区域で用途地域の指定のない区域	高さが10mを超える建築物	4m	200の場合	4時間	2.5時間

注1) 当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいうものとする。

注2) 敷地境界線からの水平距離が5mを超える範囲に対する規制である。

出典：「建築基準法」（昭和25年法律第201号）

「愛知県建築基準条例」（昭和39年愛知県条例第49号）

3.2.8.8 その他の関係法令に基づく指定状況

対象事業実施想定区域及びその周囲におけるその他の関係法令に基づく指定状況は、表 3.2.40 に示すとおりである。

表 3.2.40 その他の関係法令に基づく指定状況

区分	関係法令等	地域地区等の名称	指定等の有無	
			対象事業実施 想定区域	対象事業実施想 定区域の周囲
土地利用関連	都市計画法	風致地区	該当なし	該当あり
	土地区画整理法 (昭和29年法律第119号)	土地区画整理事業の 施行地区	該当なし	該当あり
	都市再開発法 (昭和44年法律第38号)	市街地再開発事業の 施行地区	該当なし	該当あり
	都市緑地法(昭和48年法律第72号)	特別緑地保全地区	該当なし	該当なし
	生産緑地法(昭和49年法律第68号)	生産緑地地区	該当なし	該当あり
	農地法(昭和27年法律第229号)	農地	該当なし	該当あり
	農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44年法律第58号)	農業振興地域	該当なし	該当あり
	河川法(昭和39年法律第167号)	河川区域	該当なし	該当あり
		河川保全区域	該当なし	該当なし
	道路法(昭和27年法律第180号)	認定道路	該当なし	該当あり
自然環境保全関連	航空法(昭和27年法律第231号)	制限表面	該当なし	該当なし
	自然公園法 (昭和32年法律第161号)	国立公園	該当なし	該当なし
		国定公園	該当なし	該当なし
	都市公園法(昭和31年法律第79号)	都市計画公園	該当なし	該当あり
	愛知県立自然公園条例(昭和43年愛知県 条例第7号)	県立自然公園	該当なし	該当なし
	自然環境保全法 (昭和47年法律第85号)	原生自然環境保全地域 及び自然環境保全地域	該当なし	該当なし
	自然環境の保全及び緑化の推進に関する 条例(昭和48年愛知県条例第3号)	愛知県自然環境保全地域	該当なし	該当なし
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保 存に関する法律(平成4年法律第75号)	生息地等保護区	該当なし	該当なし
	自然環境の保全及び緑化の推進に関する 条例(昭和48年愛知県条例第3号)	生息地等保護区	該当なし	該当なし
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化 に関する法律 (平成14年法律第88号)	鳥獣保護区	該当なし	該当あり
		鳥獣保護区特別保護地区	該当なし	該当あり
		特定猟具使用禁止区域	該当あり	該当あり
	都市の美観風致を維持するための樹木の 保存に関する法律 (昭和37年法律第142号)	保存樹及び保存樹林	該当なし	該当あり
	景観法(平成16年法律第110号)	景観計画区域、景観重点地 区、都市景観形成地区等	該当なし	該当あり
	森林法(昭和26年法律第249号)	保安林	該当なし	該当あり
防災関連	土砂災害警戒区域等における土砂災害防 止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号)	土砂災害警戒区域	該当なし	該当あり
		土砂災害特別警戒区域	該当なし	該当あり
	地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号)	地すべり防止区域	該当なし	該当あり
	砂防法(明治30年法律第29号)	砂防指定地	該当あり	該当あり
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関す る法律(昭和44年法律第57号)	急傾斜地崩壊危険区域	該当なし	該当あり
	宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和36年法律第191号)	宅地造成等規制区域	該当あり	該当あり
		特定盛土等規制区域	該当なし	該当なし

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

対象事業実施想定区域及びその周囲における、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）及び土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）の指定状況は、図 3.2.7に示すとおりである。なお、対象事業実施想定区域及びその周囲には、土砂災害警戒区域（土石流）及び土砂災害特別警戒区域（土石流）の指定はない。

対象事業実施想定区域には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定はない。

(2) 砂防指定地

対象事業実施想定区域の位置する尾張旭市における、「砂防法」に基づく砂防指定地の指定状況は、図 3.2.8に示すとおりである。

対象事業実施想定区域は、砂防指定地に指定されている。

(3) 急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施想定区域及びその周囲における、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定状況は、図 3.2.9に示すとおりである。

対象事業実施想定区域には、急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

(4) 洪水浸水想定区域

対象事業実施想定区域及びその周囲における、洪水浸水想定区域の指定状況は、図 3.2.10に示すとおりである。

「防災ガイドブック」（令和3年4月発行/令和5年10月改訂 尾張旭市）に示される「矢田川・香流川流域浸水予想図（想定最大規模）」では、矢田川及びその支流（尾張旭市内では天神川）について想定最大規模降雨（1000年に1度の規模の降雨）により浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深が示されており、対象事業実施想定区域は浸水しないものと想定されている。



図 3.2.7 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の状況

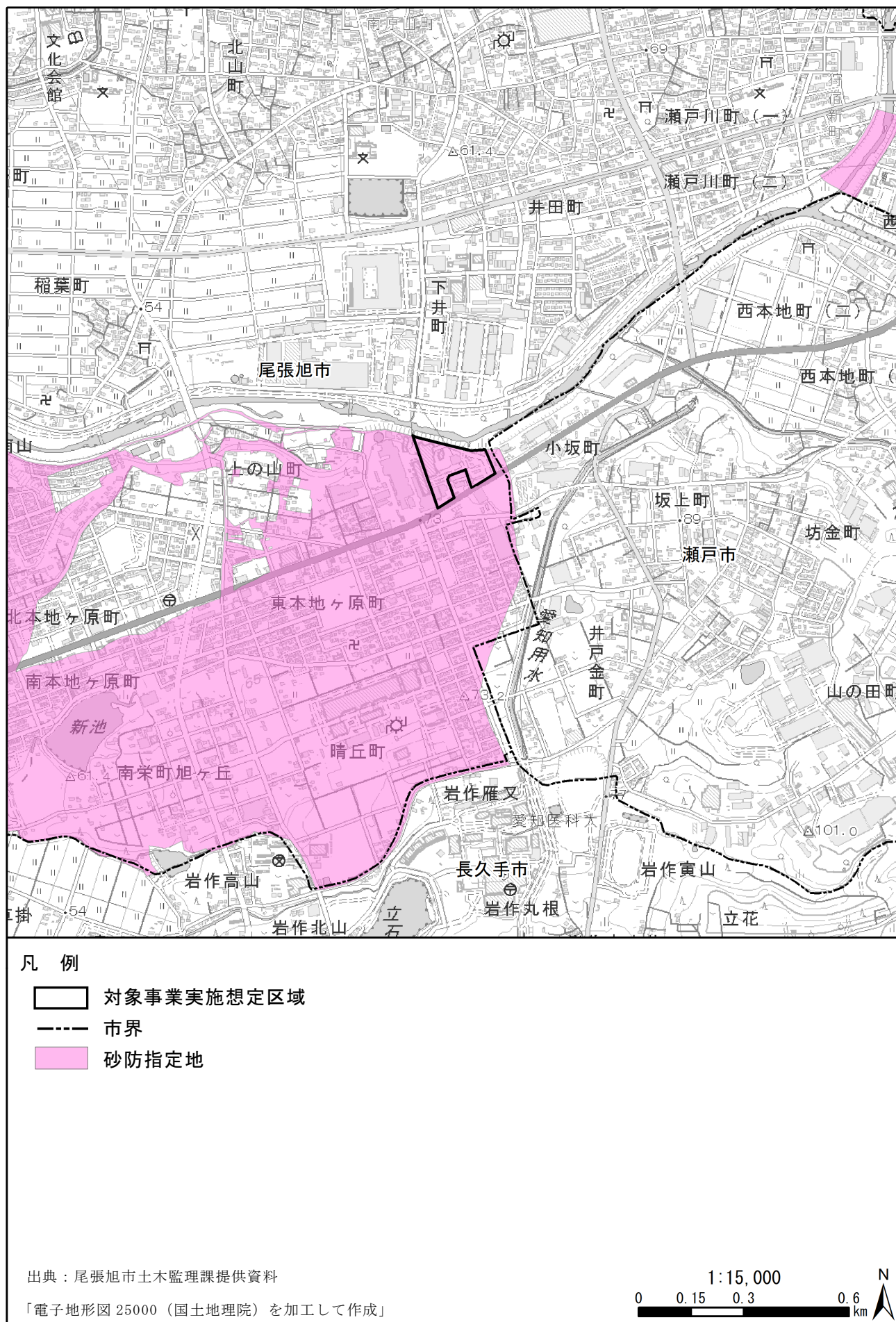


図 3.2.8 砂防指定地の状況（尾張旭市）

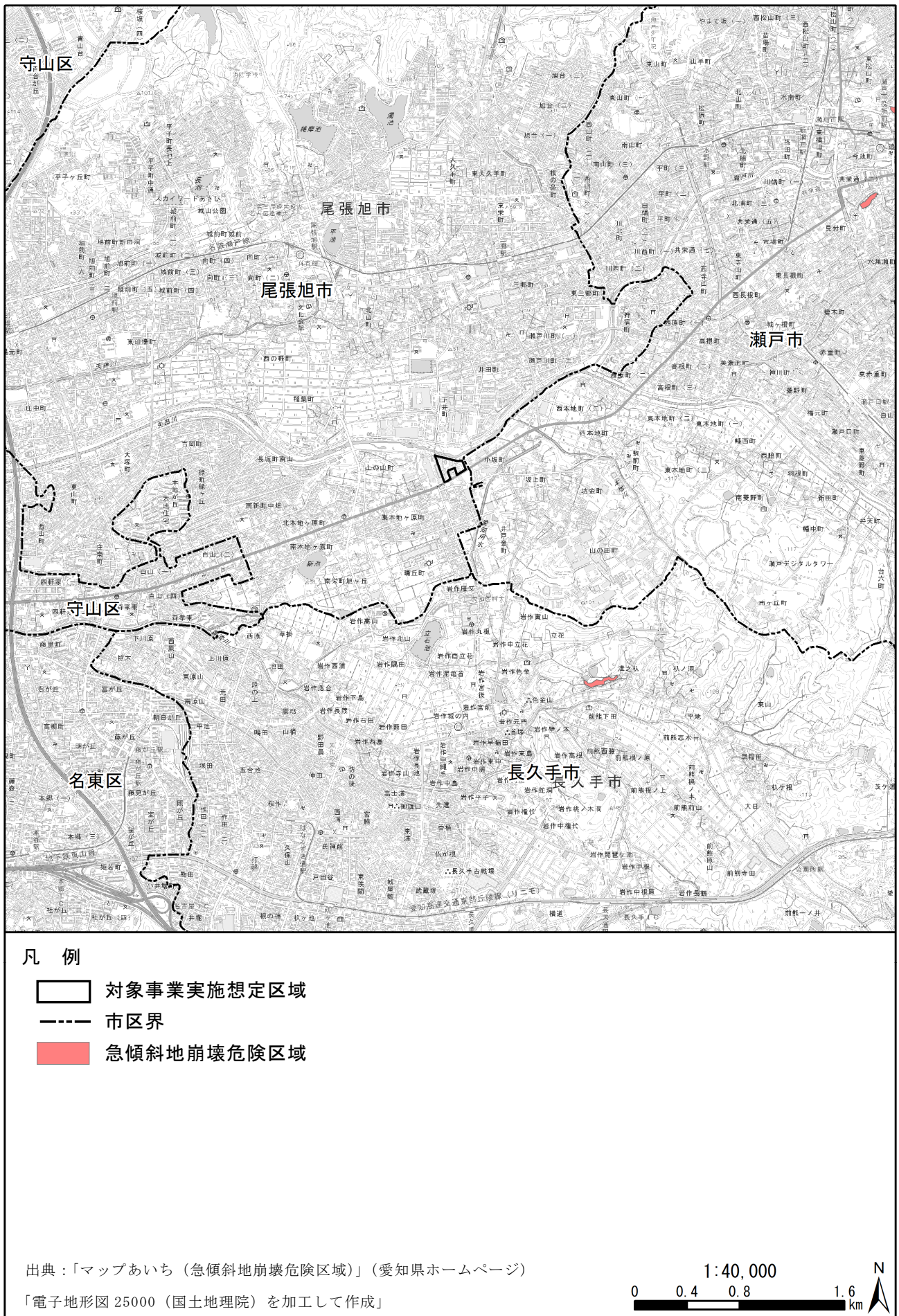


図 3.2.9 急傾斜地崩壊危険区域の状況

第3章 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
3.2 社会的状況

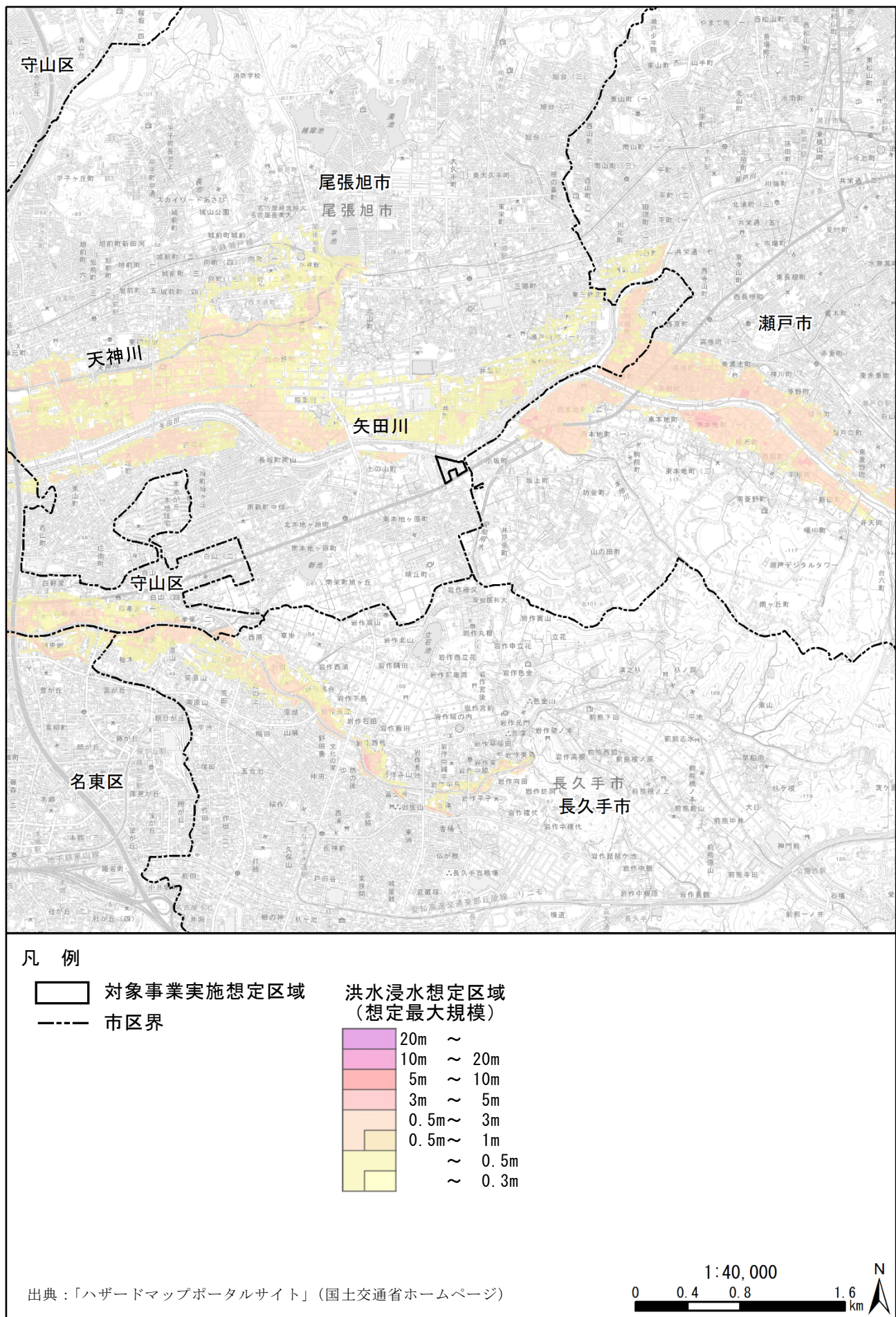


図 3.2.10 洪水浸水想定区域の状況

3.2.8.9 環境基本計画等

(1) 第5次愛知県環境基本計画

愛知県では、「愛知県環境基本条例」（平成7年愛知県条例第1号）に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成9年8月に第1次の「愛知県環境基本計画」が策定された。その後、環境政策の更なる展開を図るため、5年を目安に見直しが行われ、令和3年2月に2040年頃までの長期を展望した上で、2030年度までの間に取り組むべき施策の方向を示す「第5次愛知県環境基本計画」が策定された。

概要については、表 3.2.41に示すとおりである。

表 3.2.41 「第5次愛知県環境基本計画」の概要

策定の趣旨	愛知県環境基本条例第9条に基づき、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向を示すもので、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものである。
期間	2021年度から2030年度まで（10年間）
目標	SDGs達成に向け、環境を原動力に経済・社会が統合的に向上する 「環境首都あいち」
環境施策の方向性	SDGsの達成を加速するため、「地球温暖化対策」、「自然との共生」、「資源循環」、「安全・安心の確保」の各分野について、新たな課題への対応も含め取り組むとともに、SDGsを理解・認識した「行動する人づくり」やパートナーシップによる連携・協働を推進する。
特徴	（1）目指すべき3つのあいちの姿の設定 ・日本一環境にやさしいあいち ・環境と経済成長が好循環しているあいち ・地域が活性化している魅力あるあいち （2）環境の各分野の関連性及び経済・社会との関わりの明示 ・環境の各分野間の関連を示すとともに、経済や社会との関わりも記載 （3）SDGsとの主な関連性の明示 ・施策の方向とSDGsの17のゴールとの関連について、アイコンを利用して分かりやすく記載 （4）重点施策の設定 ・複数の課題（経済・社会分野含む）を総合的に解決する施策のうち、特にSDGsの多くのゴールに貢献する9つの施策を重点施策として位置づけ推進 （5）数値目標の設定 ・環境の各分野に数値目標（合計21項目）を設定

出典：「第5次愛知県環境基本計画」（令和3年2月 愛知県）

(2) 第2次尾張旭市環境基本計画

尾張旭市では、尾張旭市環境基本条例第9条の規定に基づき、平成19年3月に「環境を考えたもにつくる私たちのまち」を望ましい環境像に掲げた「尾張旭市環境基本計画」を策定した。その後、平成27年3月に「尾張旭市環境基本計画【中間見直し版】」を策定、さらに、環境を取り巻く近年の社会情勢を踏まえ、令和6年3月に「第二次尾張旭市環境基本計画」を策定している。

本計画では、市、市民・市民団体、事業者それぞれが担うべき役割を明らかにし、相互に連携しながら取組を推進することを目的としている。また、「尾張旭市第六次総合計画」（令和6年度～令和15年度）の基本構想に掲げられているめざすまちの未来像「幸せつむぐ 笑顔あふれる尾張旭」を実現するために、環境面から施策を推進する役割を担っている。

本計画の計画期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間であり、計画中間年の5年を目処に見直しを行うとしている。ただし、カーボンニュートラルの達成をめざした地球温暖化対策などについては、長期的な視点を持って取り組むことが必要であるため、概ね令和32年を展望しながら推進を図るものとしている。

概要については表 3.2.42に示すとおりである。

表 3.2.42 「第2次尾張旭市環境基本計画」の概要

望ましい環境像	施策分野	施策	主な取組
はぐくみ つなぐ 環境・まち・未来	1 地球温暖化対策の推進 [地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、気候変動適応計画]	1-1 エネルギー効率の向上	・家庭部門のエネルギー効率向上 ・産業・業務部門のエネルギー効率向上 ・運輸部門のエネルギー効率向上
		1-2 再生可能エネルギーの導入・利用促進	・再生可能エネルギーの導入促進 ・再生可能エネルギーの利用促進
		1-3 地球温暖化への適応	・農業に関する適応策 ・水環境・水資源、自然生態系、自然災害に関する適応策 ・人の健康や生活に関する適応策
	2 資源循環の推進	2-1 ごみ減量・資源化の推進	・ごみの分別、減量化の推進 ・3Rの推進 ・ごみの資源化の推進 ・資源循環の促進
		2-2 廃棄物の適正処理	・ごみのないまちづくりの推進
	3 自然環境との共生	3-1 自然環境の保全・活用	・緑地の保全 ・緑地の整備 ・農地の保全 ・水辺の保全 ・健全な水循環の確保
		3-2 生物多様性の保全	・生物の生息・生育環境の保全 ・生態系の保全 ・自然とのふれあいの促進
	4 生活環境の向上	4-1 生活環境の保全	・生活環境の整備 ・良好な生活環境の確保
		4-2 環境に配慮した都市空間づくり	・住環境の美化・向上 ・グリーンインフラの推進
	■分野横断的施策■ 環境教育・活動の充実 [環境教育等推進行動計画]	1 環境意識の向上と行動する人材の育成	・環境に関する情報発信 ・ライフステージ別環境教育・学習の推進
		2 環境保全活動の拡大	・環境配慮行動の促進 ・環境保全活動のネットワーク構築

出典：「第二次尾張旭市環境基本計画」（令和6年3月 尾張旭市）

(3) 第3次瀬戸市環境基本計画

瀬戸市では、第1次計画となる「瀬戸市環境基本計画」を平成12（2000）年度に策定、次いで平成22（2010）年度には第2次計画を策定して、市民や事業者と市の連携・協働のもと、自然環境の保全のための活動や地球環境の向上のための取組を進めてきた。

環境情勢が刻々と変化する中、市民や事業者一人ひとりの身近な環境への取組が自然環境や生活環境を向上させ、良好な地球環境の持続性にもつながることを意識し、瀬戸の良好な環境を次代につなぐことを目的として、令和3年3月に「第3次瀬戸市環境基本計画」を策定している。

計画期間は令和3（2021）年度からの10年間とし、目標年次を令和12（2030）年度としている。

概要については、表 3.2.43に示すとおりである。

表 3.2.43 「第3次瀬戸市環境基本計画」の概要

計画理念	基本方針	基本的方向	施策の展開
豊かな自然と、安全で快適な暮らしのある『環境創造都市』を次代につなぐ	1 瀬戸の“しぜん”	1-1 自然環境の保護・保全	1-1-1 貴重な自然環境の保護・保全
			1-1-2 森林の適切な保全
			1-1-3 河川などの水辺環境の保全
		1-2 生物多様性の保全	1-2-1 生物の多様な生息生育環境の保全
			1-2-2 外来生物対策の推進
			1-2-3 生物多様性に対する理解の促進
		1-3 自然とのふれあいの推進	1-3-1 ふれあいの場・機会の創出
			1-3-2 里山の適切な維持管理と活用
			1-3-3 農地の保全と活用
			1-3-4 エコツーリズムの展開
	2 瀬戸の“くらし”	2-1 公害対策の推進	2-1-1 大気汚染防止対策の推進
			2-1-2 水質汚濁・土壌汚染防止対策の推進
			2-1-3 感覚公害の未然防止の推進
		2-2 資源循環型まちづくりの推進	2-2-1 3Rの推進
			2-2-2 ごみの適正処理の推進
			2-2-3 産業廃棄物、不法投棄対策の推進
		2-3 まちの環境の保全・創出	2-3-1 まちの環境美化の推進
			2-3-2 まちなみ環境の保全・創出
		2-4 低炭素社会の実現に向けた取組の推進	2-4-1 賢い選択(COOL CHOICE)の展開
			2-4-2 温室効果ガスの排出削減
			2-4-3 気候変動の影響に対する適応策の推進
			2-4-4 再生可能エネルギーの活用促進
			2-4-5 省エネルギーの促進
	3 瀬戸の“ひとびと”	3-1 多様な主体の連携・協働	3-1-1 多様な主体の連携・協働の強化
			3-1-2 地域の自発的な取組の支援
		3-2 グリーンな経済システムの構築	3-2-1 地域資源を活用した環境ビジネスの支援
			3-2-2 事業者の環境情報の発信の促進
		3-3 市民・事業者の環境意識の向上	3-3-1 環境教育・環境学習の推進
			3-3-2 環境情報の共有、発信
3-3-3 環境イベントの開催			

出典：「第3次瀬戸市環境基本計画」（令和3年3月 瀬戸市）

(4) 第4次長久手市環境基本計画

長久手市では、平成13年3月に長久手町環境基本計画（第1次計画）を策定し、5年ごとに計画の改訂を行っている。現在の第4次計画は、平成28年3月に策定した第3次長久手環境基本計画改定版を見直し、令和3年3月に策定した。

本計画は、30年後の概ね2050（令和32）年における環境像を見据え、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間の施策について示されており、特に2025（令和7）年度までの5年間に重点的に実施する事業について記載している。30年後（2050年頃）の環境像を「くらしの安心や健康、幸せや豊かさを実感できる。環境を通じて、地域、自然、世界とつながる物語が生まれる。」としている。

概要については、表 3.2.44に示すとおりである。

表 3.2.44 「第4次長久手市環境基本計画」の概要

めざす環境像	基本方針	施策の方向	単位施策	計画の推進
くらしの安心や健康、幸せや豊かさを実感できる。環境を通じて、地域、自然、世界とつながる物語が生まれる。	A. 脱炭素のくらしと地域づくり	A-1. エネルギー使用量を減らす	A-1-1 くらしや事業活動における省エネのさらなる促進	環境にこだわる人づくり・地域づくり
			A-1-2 移動・自動車利用のあり方転換	
			A-1-3 社会システム、ライフスタイルの転換	
		A-2. 炭素に由来しないエネルギーに転換する	A-2-1 再生可能エネルギーの利用促進	
			A-2-2 再生可能エネルギーの創出促進	
		A-3. 脱炭素の住まいやまちをつくる	A-3-1 環境配慮型まちづくりの推進	
			A-3-2 CO ₂ 吸収源としての緑の保全・創出	
	B. 循環型のくらしと地域づくり	B-1. ごみを出さない・つくらない	B-1-1 生ごみ・食品ごみの削減	
			B-1-2 脱プラスチックの促進	
			B-1-3 ペーパーレスの促進	
		B-2. モノを大切に使う、使えるモノを再利用する	B-2-1 モノを長く使う・循環的に使う	
			B-2-2 不用品交換システムの充実	
		B-3. 資源として再生する	B-3-1 ごみ分別ルール徹底	
			B-3-2 多様な主体による資源回収の促進	
	C. 自然共生のくらしと地域づくり	B-4. 適正に処理する	B-4-1 ごみ・資源の収集・運搬・処理の適正化	
		C-1. 生態系・生物多様性の保全	C-1-1 在来種を大切にする	
			C-1-2 外来生物対策	
		C-2. 緑・自然を増やす、育む	C-2-1 良好な緑・自然の保全	
			C-2-2 新たな緑の創出	
			C-2-3 緑のまちづくりの活性化	
	D. 安全・安心のくらしと地域づくり	C-3. 自然を活かしてくらす	C-3-1 農あるくらしの推進	
			C-3-2 持続可能な里山の推進	
		D-1. みんなの生活環境を自分たちで守る	D-1-1 事業活動等から発生する公害等の防止	
			D-1-2 くらしから発生する公害等の防止	
			D-1-3 環境美化活動の推進	
		D-2. 気候の変化への適応を考える	D-2-1 気候変動への適応	

出典：「第4次長久手市環境基本計画」（令和3年3月 長久手市）

(5) 第4次名古屋市環境基本計画

名古屋市では、「名古屋市環境基本条例」の前文に掲げられた「すべての市民の参加と協働により、人と自然が共生することができる健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、人と都市の活動を環境への負荷の少ないものに変えていくことにより持続的発展が可能な社会をつくりあげていく」という理念の実現に向け、環境の保全に関する施策を総合的・計画的にすすめるため、環境保全計画を策定している。

第4次名古屋市環境基本計画では、第3次環境基本計画において描いた「2050年の環境都市ビジョン」を見据えるとともに、環境を取り巻く社会の状況の変化にも対応し、市民・事業者・行政などの各主体が環境保全に取り組むための共通認識として「みんなで目指す2030年のまちの姿」を示し、施策の大綱（施策の体系と方向性）を定めている。

計画期間は令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間としている。

概要については、表 3.2.45に示すとおりである。

表 3.2.45 「第4次名古屋市環境基本計画」の概要

みんなで目指す 2030年のまちの姿		施策の体系					
パートナーシップで創る 快適な都市環境と自然が 調和したまち ・パートナーシップがまちを支えている ・環境にやさしく豊かなライフスタイルが定着している ・人にも生きものにも住み心地のよいまちが形成されている ・グリーンな経済が循環している	みんなで目指すまちの姿の実現に向けた重点取り組み	1 SDGsの多面的な考え方の浸透と、主体的に行動する人や事業者のネットワークの拡大 2 環境にもやさしく災害にも強い、快適で安心な暮らしの実現 3 自然や水を活かした、人と生きものにやさしいまちづくり 4 環境と経済の好循環を生み出す仕組みづくり					
	施策	施策Ⅰ 全ての主体の環境に関わる学びと行動、パートナーシップを推進する	1 環境に関わる学びを推進する	2 環境にやさしい行動を促進する			
		施策Ⅱ 健康で安全、快適な生活環境の保全をはかる	3 パートナーシップを推進する	1 大気環境の向上をはかる	2 水環境の向上をはかる		
			3 土壌汚染対策や地盤沈下対策を推進する	3 騒音・振動・悪臭対策や有害化学物質対策を推進する	4 公害による県境被害の救済と予防を行う		
			施策Ⅲ 廃棄物の発生抑制や資源の循環利用、適正処理を推進する	1 リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）を推進する	2 分別・リサイクル（再生利用）を推進する	3 ごみの適正な処理を推進する	
				施策Ⅳ 生物多様性の保全と持続可能な利用、水循環機能の回復をはかる	1 生物多様性の主流化を推進する	2 豊かな自然と恵みを活かしたまちづくりを推進する	3 風土にあった生きものを保全する
					4 水循環機能の回復を推進する	施策Ⅴ 気候変動に対する緩和策と適応策を推進する	1 温室効果ガスの排出抑制を推進する

出典：「第4次名古屋市環境基本計画」（令和3年9月 名古屋市）

3.2.8.10 地球温暖化防止に関する取組状況

(1) あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）

愛知県では、令和4（2022）年12月に「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）」を策定した。本戦略では、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指し、令和12（2030）年度までに愛知県の温室効果ガス排出量を2013年度比で46％削減する目標を掲げ、取り組むべき施策の方向を示している。なお、新たに特に注力する6つの重点施策を柱として、これまで進めてきた「徹底した省エネルギー」と「創エネルギーの導入拡大」を加速するとともに、「愛知発の脱炭素イノベーションの推進」や「水素利用のさらなる拡大」等により、目標の実現を目指すこととしている。

重点施策は、表 3.2.46に示すとおりである。

表 3.2.46 「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）」における重点施策

重点施策	取組指標と主な施策
1. 脱炭素プロジェクトの創出・支援～愛知からのイノベーションを実現～	■取組指標 カーボンニュートラル戦略会議の選定事業者数 2030年度までに10件 ■主な施策 ・プロジェクトの選定・事業化の支援 ・既選定プロジェクトの推進 ・革新事業創造提案プラットフォームの運用
2. 意識改革・行動変容	■取組指標 脱炭素社会の実現に向け日常的に取り組んでいることの数 一人当たり平均4.0項目 ■主な施策 ・「あいち COOL CHOICE」県民運動の強化 ・全世代に向けた情報発信・行動促進 ・行動変容につながる各種施策の実施 ・あいちエコアクション・ポイント
3. 建築物の脱炭素化の推進	■取組指標 住宅用太陽光発電設備・太陽熱利用システムの設置基数 40万基 ■主な施策 ・住宅用地球温暖化対策設備導入促進のための支援 ・あいちエコ住宅ガイドラインによる周知 ・建築物のZEB化の促進 ・県有施設の率先的ZEB化
4. 脱炭素型事業活動の促進	■取組指標 計画書制度に基づく事業者の総排出量 35％削減（2019年度比） ■主な施策 ・地球温暖化対策計画書制度の強化 ・事業者の再生可能エネルギーの導入、設備の省エネ化の促進 ・中小事業者等による脱炭素経営の支援
5. ゼロエミッション自動車の普及加速	■取組指標 EV・PHV・FCVの保有割合 20％ ■主な施策 ・ゼロエミッション自動車導入促進のための支援 ・公用車へのゼロエミッション自動車（EV・PHV・FCV）の率先導入 ・充電インフラ、水素ステーション設置の促進
6. 水素社会の構築	■取組指標 低炭素水素認証制度による認定事業数 2030年度までに20件 ■主な施策 ・大規模水素サプライチェーンの構築及び利活用 ・低炭素水素サプライチェーンの構築 ・水素利用の更なる拡大（水素ステーションの設置等）

出典：「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）」（令和4年12月 愛知県）

(2) 尾張旭市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）により、地方公共団体は自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画の策定が義務付けられている。

「尾張旭市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（平成29年4月、令和5年3月見直し）では、平成29年4月の策定時に「令和12（2030）年度までに温室効果ガス排出量を、基準年度（平成27（2015）年度）比で10%削減すること」を目標としていたが、国は令和2（2020）年10月のカーボンニュートラル宣言により削減目標を46%に大幅に引き上げ、県においても現行計画を見直し国と同じ削減目標に変更したことから、令和5年3月に計画の見直しを行った。

温室効果ガス排出量の削減目標は、令和32（2050）年までに「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指すこととし、令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で46%削減することとしている。

概要については、表 3.2.47に示すとおりである。

表 3.2.47 「尾張旭市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の概要

目標	(1) 目指すべき姿 令和32（2050）年までに「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指します。 (2) 令和12（2030）年度までの削減目標 令和12（2030）年度までに温室効果ガス排出量を、平成25（2013）年度比で46%削減します。
計画期間	[計画期間] 令和12（2030）年度まで [基準年度] 平成25（2013）年度
対象	[対象とする事務及び事業の範囲] 公立学校指定管理施設を含めた本市の全ての事務及び事業。 （見直し前の現行計画では対象施設から除外していた浄化センターや基準年度以降に新設・組み入れられた施設、空調など温室効果ガスを排出する設備は、全て対象とする。） [対象とする温室効果ガス] 二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）
基本方針	ア 公共施設の省エネ化の更なる推進 （ア）照明のLED化の促進 （イ）ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）導入の検討 （ウ）再生可能エネルギーシステムの導入 （エ）次世代自動車（電動車）導入の推進 イ 職員の環境意識の向上 ウ 温室効果ガス排出の少ないエネルギー調達事業者との契約の検討 エ グリーン電力証書の購入の検討

出典：「尾張旭市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（平成29年4月、令和5年3月見直し 尾張旭市）

(3) 第4次エコオフィスパランセと 瀬戸市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

瀬戸市では、2008年度（平成20年度）に「エコオフィスパランセと（瀬戸市地球温暖化防止実行計画）」を策定し、その後、2013年度（平成25年度）に「第2次エコオフィスパランセと」、2018（平成30）年度に「第3次エコオフィスパランセと」を策定し、事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガス削減のため積極的に取り組んできた。さらに、地球温暖化対策を巡る国際的・国内の動向を踏まえ、令和5年3月に「第4次エコオフィスパランセと 瀬戸市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定している。

温室効果ガスの削減目標は、目標年度：令和12（2030）年度に、基準年度：平成25（2013）年度比で50%削減としている。

概要については、表 3.2.48に示すとおりである。

表 3.2.48 「第4次エコオフィスパランセと
瀬戸市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の概要

目標	目標年度：令和12（2030）年度に、基準年度：平成25（2013）年度比で50%削減
計画期間	[計画期間] 2023（令和5）年度から2030（令和12）年度まで [基準年度] 2013（平成25）年度
対象	[対象範囲] 庁内における事務及び事業のほか、上下水道事業、公立小中学校等、原則として市の関わる全ての事務及び事業。指定管理者制度に基づく事務及び事業についても対象とする。 ただし、一部事務組合については、対象外とする。 [対象とする温室効果ガス] 二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）
目標達成に向けた取組	[基本の取組方針] 温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に取り組めます。特に、エネルギー種別の多くを占める電気使用量の削減に資する取組を推進します。 [具体的な取組内容] ①職員の省エネルギー行動 ②公用車に関する取組 ③施設設備に関する取組 ④建築物に関する取組 ⑤グリーン購入・環境配慮契約の取組

出典：「第4次エコオフィスパランセと 瀬戸市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（令和5年3月 瀬戸市）

(4) 瀬戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

瀬戸市域から排出される温室効果ガス排出量の削減に向け、瀬戸市の現状や自然的社会的地域特性を踏まえ、市民・事業者・行政などの役割に応じた取組を総合的かつ計画的に推進していくことを目的として、瀬戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（令和6年3月）を策定している。

計画期間は2024年度から2030年度までであり、温室効果ガスの削減目標は2030年度までの短期目標として2013年度比50%削減、2050年度までの長期目標として温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すとしている。また、再生可能エネルギーの導入目標は7万kW以上を目指すとしている。

概要については、表 3.2.49に示すとおりである。

表 3.2.49 「瀬戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の概要

目標	短期目標（2030年度） 2013年度比50%削減 長期目標（2050年度） 温室効果ガス排出量実質ゼロ
計画期間	[計画期間] 2024年度から2030年度まで [基準年度] 2013年度
対象	[対象範囲] 市域の全域を対象とする。 [対象とする温室効果ガス] 排出量の把握及び削減目標の設定の対象は、二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）
施策体系	基本方針1 再生可能エネルギーの利用の促進 (1)再生可能エネルギーの利用の促進 基本方針2 省エネルギー対策の推進 (1)省エネルギー住宅・建築物の普及 (2)日常生活、事業活動における削減活動の推進 基本方針3 脱炭素社会を実施する環境整備の推進 (1)効率的なまちづくりと公共交通機関利用の促進 (2)森林の保全・利用及び緑化の推進 基本方針4 資源循環型まちづくりの推進 (1)ごみの発生抑制 (2)リサイクルの推進

出典：「瀬戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（令和6年3月 瀬戸市）

(5) 長久手市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

「長久手市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（2021年度～2030年度）は、平成27（2015）年3月に策定された計画である「長久手市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の第2次計画にあたるものである。

温室効果ガス排出量の削減目標は、2050年に二酸化炭素の排出を実質ゼロとする「ゼロカーボン」を目指すとし、2030年度の排出量を3,817,900kg-CO₂（2013年度比で50%削減）とするとしている。

概要については、表 3.2.50に示すとおりである。

表 3.2.50 「長久手市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の概要

目標	2050年：二酸化炭素の排出を実質ゼロとする「ゼロカーボン」 2030年度：3,817,900kg-CO ₂ （▲50% 2013年度比、▲50.6% 2019年度比）
計画期間	[計画期間] 2021年度から2030年度までの10年間 [基準年度] 2013年度
対象	[対象範囲] 長久手市の全ての事務及び事業とし、庁舎におけるもののみならず、廃棄物処理、下水道等全ての出先機関の事務及び事業も対象とします。 [対象とする温室効果ガス] 二酸化炭素（CO ₂ ）
具体的な取組	1 省エネルギー・省資源・廃棄物減量・リサイクル等 (1) 電気使用量の削減 (2) 燃料使用量の削減 (3) ごみの減量 (4) 水の使用 (5) 環境保全に関する意識向上、率先実行の推進 2 グリーン購入等 3 施設設備の改善等 4 再生可能エネルギーの積極導入 5 職員等への啓発

出典：「長久手市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 2021年度～2030年度」（長久手市ホームページ）

(6) 長久手市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

長久手市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、第4次長久手市環境基本計画に包括されている。

概要については、表 3.2.51に示すとおりである。

表 3.2.51 「長久手市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の概要

目標	令和12年度に26%削減（平成25年度比） 令和32年度に80%削減（平成25年度比）
計画期間	目標年度：令和12年度（2030年度）
対象	[対象範囲] 産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、一般廃棄物 [対象とする温室効果ガス] 二酸化炭素（CO ₂ ）
具体的な取組	A 再生可能エネルギーの活用 B 温室効果ガス排出抑制に貢献する生活や産業活動の促進 C 温室効果ガス排出抑制に貢献する地域環境の整備や改善 D 循環型社会の形成 E 気候変動への適応

出典：「第4次長久手市環境基本計画」（令和3年3月 長久手市）

(7) 名古屋市地球温暖化対策実行計画2030

名古屋市では、2009年に「低炭素都市2050なごや戦略」、2011年に「低炭素都市なごや戦略実行計画」、2018年に「低炭素都市なごや戦略第2次実行計画」を策定し、取組を進めてきた。さらなる地球温暖化対策を推進するため、前計画を改定し2024年3月に「名古屋市地球温暖化対策実行計画2030」を策定した。本計画は、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）及び同計画（事務事業編）並びに基本変動適応法に基づく地域気候変動適応計画として位置づけられている。

概要については、表 3.2.52に示すとおりである。

表 3.2.52 「名古屋市地球温暖化対策実行計画2030」の概要

目標	2030年度 △52%（2013年度比）
計画期間	[計画期間] 2024年度から2030年度 [目標年度] 2030年度 [基準年度] 2013年度
対象	[対象区域] 名古屋市全域 [対象主体] 温室効果ガス排出に関わるあらゆる主体（市民、事業者、名古屋市等） [対象とする温室効果ガス] 二酸化炭素（CO ₂ ）、CO ₂ 以外の温室効果ガス（メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC _s ）、パーフルオロカーボン（PFC _s ）、六フッ化硫黄（SF ₆ ）、三フッ化窒素（NF ₃ ）
2030年までの取組方針	1 市民生活・事業活動に伴うエネルギーを減らす、創る、貯める取り組みを推進する。 2 環境と経済の好循環を生み出し、グリーントランスフォーメーション（GX）につながる取り組みを推進する。 3 自然共生、水循環、防災等の課題の同時解決につなげる。
2030年までの施策	施策1 脱炭素型で自然を活かしたまちづくり 施策2 モビリティ（交通・移動）の転換 施策3 住宅・建築物の脱炭素化の促進 施策4 脱炭素型ビジネススタイルとイノベーションの促進 施策5 再生可能エネルギーの普及拡大 施策6 水素エネルギーの普及拡大 施策7 行動する人づくり・パートナーシップの推進 施策8 市役所自らの取り組み 施策9 気候変動の影響への適応

出典：「名古屋市地球温暖化対策実行計画2030」（2024年3月 名古屋市）

(8) 尾張東部衛生組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

本組合では、平成14年3月に「尾張東部衛生組合地球温暖化対策実行計画」を策定し、地球温暖化の防止に向けた取組を進めてきた。このような中、地球温暖化対策計画で日本の温室効果ガス排出量の削減目標が定められたことを受け、前計画の名称及び内容を見直し、令和7年4月に「尾張東部衛生組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定している。

概要については、表 3.2.53に示すとおりである。

表 3.2.53 「尾張東部衛生組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の概要

目標		平成27（2015）年度比で エネルギー起源二酸化炭素：45% 非エネルギー起源二酸化炭素：15% メタン：11% 一酸化窒素：17% 温室効果ガス排出量合計：15%	
計画期間		〔計画期間〕 令和7（2025）年度から令和12（2030）年度まで 〔基準年度〕 平成27（2015）年度	
対象		〔対象範囲〕 組合が行う事務及び事業とし、以下の施設を対象とする。 尾張東部衛生組合晴丘センター、一般廃棄物最終処分場、北丘スポーツ公園 〔対象とする温室効果ガス〕 二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）	
目標達成に向けた取組	直接的に削減させる取り組み	一般廃棄物焼却量の削減	①一般廃棄物搬入量の減量を図るため、構成市と連携し、市民、事業者へ啓発・情報提供を行う。 ②構成市に対し、中間処理及び最終処分状況等の情報提供を行う。
		施設の運用	①立上げ、立下げ時の灯油の使用量の削減に努める。 ②施設の点検・整備を適正に実施し、緊急的な施設の停止等が無いよう効率的な運転管理を図る。 ③蒸気タービン発電機の効率的な運転に努める。
		照明設備	①使用していない箇所の照明は消灯する。 ②照明が不要な時間帯は消灯する。 ③LED等の高効率照明の導入に努める。
		OA機器	①機器の省電力設定を実施する。 ②長時間使用しない場合は電源を落とす。 ③機器の導入又は更新時は、省エネルギータイプの機器を導入するよう努める。
		空調設備	①室内温度は適正な温度調整を実施する。 ②必要とする箇所に限り、空調を利用する。 ③設備の導入又は更新時、省エネルギータイプの機器を導入するよう努める。
		業務管理	①ノー残業デーを徹底する。 ②事務分担・内容を見直し、時間外勤務を削減する。 ③最後に執務室から退室する職員は、照明及び空調設備の電源が切れていることを確認する。
		公用車	①急な発進、加速をしない。 ②長時間のアイドリングを避ける。 ③エアコンは適正温度で使用する。 ④給油時にタイヤの空気圧を点検する。 ⑤定期的な車両の整備に努め、適正な使用を継続する。
	間接的な削減に貢献する取り組み	啓発活動	①ホームページや構成市の広報、各種イベントを通じて、ごみ減量及び資源化促進に対する情報発信を行う。 ②構成市の小学生を対象とした施設見学を実施し、ごみ減量及び資源化促進に対する理解を深める。
		紙類使用量の削減	①ミスコピー、ミスプリントをしないように努める。 ②メール等を活用し、ペーパーレスに努める。 ③裏面の利用に努める。
		リサイクルの推進	①分別を徹底的に行い、ごみを減らすよう努める。 ②プリンター等のリユース部品は業者に返却する。
		物品の購入	①事務用品等の購入に当たってはグリーン購入を推進する。 ②車両の更新時は、環境に配慮した車種の導入に努める。 ③省エネルギータイプの購入に努める。

出典：「尾張東部衛生組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（令和7年4月 尾張東部衛生組合）

3.2.8.11 景観計画等

(1) 美しい愛知づくり基本計画

愛知県では、平成18年3月に「美しい愛知づくり基本方針」を策定し、同時に景観への取組を積極的に進めるため、「美しい愛知づくり条例」を制定した。また、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成19年3月に「美しい愛知づくり基本計画」を策定し、その計画における目標は表 3.2.54に示すとおりである。

平成21年3月には、愛知県職員を始め公共事業に携わる者が、公共事業の景観に対する影響や効果、責務を十分認識し、県民が望む良好な景観を形成するための基礎知識や指針、配慮事項等を示した「愛知県公共事業景観整備指針」を策定し、令和5年8月には、公共事業の種類別に景観設計の進め方の例示を加筆するなどの一部改訂が行われた。

表 3.2.54 「美しい愛知づくり基本計画」の目標

基本目標	分野別の目標
未来につなぐ 緑豊かな“美しい愛知”	多様な生物が共存する『自然景観』 ～変化に富んだ地形と生物多様性を支える自然環境を守ります～
	武家文化や近代化遺産が伝える『歴史景観』 ～先人達が築いてきた尾張や三河の歴史・文化を伝え残します～
	心の豊かさを映し出す『生活景観』 ～身近な文化を守り、育て、潤いと安らぎのある生活環境を創出します～
	「モノづくり」の活力が創り出す『産業景観』 ～産業により創出される特色ある景観を守り、育みます～

出典：「美しい愛知づくり基本計画」（平成19年3月 愛知県）

(2) 尾張旭市都市景観基本計画

尾張旭市では、これまでの歴史のなかで守り、受け継がれてきた良好な景観を未来に伝える財産として、保全、育成し、また、新たな魅力ある景観を創出していくために尾張旭市都市景観基本計画を策定している。尾張旭市の都市景観の形成に関する基本的な目標と方向を明らかにしたものであり、景観形成の指針としての役割を担うものである。

先人から受け継がれた緑や水辺を守り、育てながら個性のある美しいまちを創るため、「緑につつまれ、水辺に親しめる美しいまち」がテーマとして設定されている。

概要については、表 3.2.55に示すとおりである。

表 3.2.55 「尾張旭市都市景観基本計画」の概要

テーマ	基本目標	基本方針
緑につつまれ、水辺に親しめる美しいまち	1. 美しい緑の丘を守る	1. 自然型公園の緑地及び生態系の保全 2. 縁取りとなっている斜面緑地の保全 3. 開発における自然への配慮の誘導 4. 丘陵地等の自然環境と調和した住宅の街並み形成
	2. 水辺に親しめる空間づくり	1. 親しみある川づくり 2. 特色ある池づくり
	3. 車窓からの風景を大切にする	1. 「スカイワードあさひ」を生かした景観づくり 2. 新たなランドマークの創造 3. 斜面緑地や山並みなどの風景を守る 4. 田園風景の保全
	4. 魅力的なまちの顔づくり	1. 4つの駅前の顔づくり 2. 9つの通りの空間づくり 3. 市役所周辺の顔づくり 4. 商業地のにぎわい空間づくり 5. うるおいのある住宅地づくり 6. 歴史的なシンボルづくり 7. 公園の顔づくり 8. 結節点のシンボル形成
	5. 市民参加の景観づくり	1. 住民による景観づくり 2. 事業者による景観づくり

出典：「尾張旭市都市景観基本計画」（平成12年3月 尾張旭市）

(3) 瀬戸市景観計画

瀬戸市では、市民・事業者・行政の協働により、さらに魅力的な景観づくりに取り組んでいくため、景観法に基づく「瀬戸市景観計画」を平成22年10月に策定している。

目標景観像を「豊かな自然とやきものの魅力を活かしたまち」とし、市全域を景観計画区域として定めている。

概要については、表 3.2.56に示すとおりである。

表 3.2.56 「瀬戸市景観計画」の概要

目標景観像	豊かな自然とやきものの魅力を活かしたまち	
景観形成の基本目標	河川を軸とした潤いのある景観づくり やきものの伝統とシンボルを活かしたにぎわいのある景観づくり 森林や里山、田園などと調和した緑豊かで美しい景観づくり	
景観計画を構成するゾーン	・せとまちエントランスゾーン ・せと・やきもの文化景観ゾーン ・森林里山景観ゾーン	・せと・街なか景観ゾーン ・田園景観ゾーン ・工業地景観ゾーン

出典：「瀬戸市景観計画」（平成22年10月 瀬戸市）

(4) 長久手市景観計画

長久手市では、特色ある長久手らしい景観を守り・育み・創造するため、「市民」・「事業者」・「行政」が役割分担をし、それぞれの主体的な取組を促進し、共同して取り組む景観づくりの方針・施策・規制等の方向性を示すものとして、「長久手市景観計画」を令和3年1月に策定している。

景観まちづくりの目標を「みんなの協働景観まちづくり」とし、市全域を景観計画区域として定めている。

概要については、表 3.2.57に示すとおりである。

表 3.2.57 「長久手市景観計画」の概要

目標	みんなの協働景観まちづくり
基本方針	1 市民・事業者・行政の協働による景観づくり 2 歴史をふまえた将来に向けての景観づくり 3 “まち”と“さと”のコントラストが感じられる景観づくり 4 水と緑の景観づくり 5 日々の暮らしが映え、歩きたくなる景観づくり 6 長久手らしさが感じられる景観づくり
要素ごとの景観形成の方針	長久手の景観特性及び地域の特徴を踏まえ、景観形成に関する基本方針を実現化するために、「2つの景観拠点」、「5つの景観軸」及び「5つの景観地域」に分け、要素ごとの景観形成の方針を設定。 [景観拠点] ・景観継承拠点 ・都市機能複合拠点 [景観軸] ・眺望景観軸 ・水辺の景観軸 ・山並み景観軸 ・農の景観軸 ・交流景観軸 [景観地域] ・住宅地域 ・田園地域 ・丘陵地域 ・商業・工業地域 ・幹線沿道地域A、B

出典：「長久手市景観計画」（令和3年1月 長久手市）

(5) 名古屋市景観計画

名古屋市では、都市景観施策の課題を見直すことにより、これまで以上に美しい街並みを形成し名古屋のまちの魅力を高めることを目的に、平成19年3月に景観法に基づく「名古屋市景観計画」を策定し、平成30年10月に変更（平成31年4月1日施行）している。

昭和62年策定の「都市景観基本計画」に示される4つのめざすべき都市のイメージを、本計画の全体方針として、市全域を景観計画区域とし、さらに特に良好な景観の形成を進める都市景観形成地区を8地区定めている。

概要については、表 3.2.58に示すとおりである。

表 3.2.58 「名古屋市景観計画」の概要

全体方針	めざすべき都市のイメージ ①秩序ある都市空間の中にゆたかな自然をとり入れた美しいまち ②活気にみちた魅力あるまち ③歴史の深みを感じさせるまち ④人びとの心遣いとときめきをかもしだすまち
都市景観形成地区	・久屋大通地区 ・広小路・大津通地区 ・名古屋駅地区 ・四谷・山手通地区 ・築地地区 ・今池地区 ・白壁・主税・檀木地区 ・四間道地区

出典：「名古屋市景観計画」（平成30年10月 名古屋市）

3.2.9 その他都市計画配慮書対象事業に関し必要な事項

3.2.9.1 廃棄物の状況

(1) ごみの処理状況

対象事業実施想定区域及びその周囲4市における令和5年度のごみの処理状況は、表 3.2.59(1)に示すとおりである。

対象事業実施想定区域が位置する尾張旭市のごみの総排出量は、23,935tとなっている。また、その他の市におけるごみの総排出量は、瀬戸市が37,602t、長久手市が17,159t、名古屋市が714,600tとなっている。

また、組合市におけるごみ処理合計量の推移は、表 3.2.59(2)及び図 3.2.11に示すとおりであり、総排出量は緩やかな減少傾向となっている。

表 3.2.59(1) ごみの処理状況（令和5年度）

単位：t/年

項 目 \ 市	尾張旭市	瀬戸市	長久手市	名古屋市
総排出量	23,935	37,602	17,159	714,600
焼却処理量	19,244	30,145	14,583	549,563
直接焼却量	18,733	29,305	14,259	521,595
焼却以外の中間処理量	3,448	1,552	599	142,833
最終処分量	2,314	3,645	1,731	15,955
総資源化量	4,524	7,175	2,481	195,555

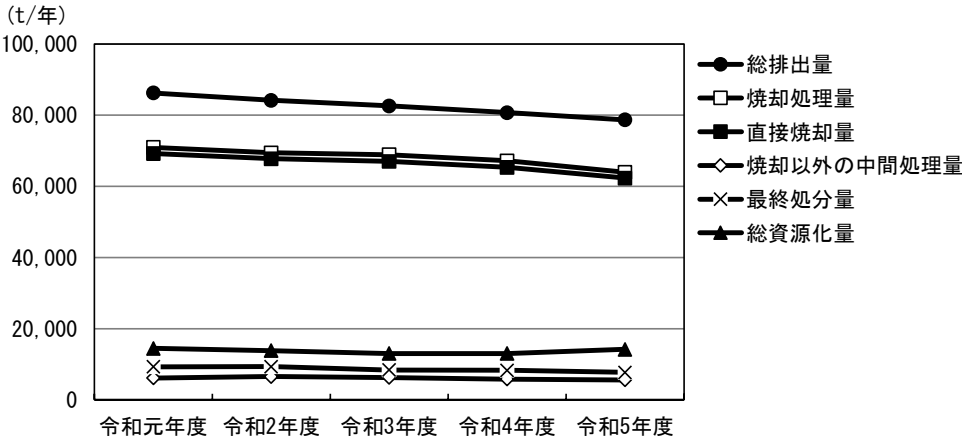
出典：「令和5年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（令和7年3月 愛知県）

表 3.2.59(2) 組合市におけるごみ処理合計量の推移

単位：t/年

項 目 \ 年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総排出量	86,264	84,154	82,637	80,712	78,696
焼却処理量	70,948	69,466	68,895	67,159	63,972
直接焼却量	69,230	67,744	67,036	65,327	62,297
焼却以外の中間処理量	6,124	6,532	6,287	5,847	5,599
最終処分量	9,304	9,326	8,419	8,282	7,690
総資源化量	14,491	13,839	13,058	13,028	14,180

出典：「令和元年度～令和5年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（愛知県）



出典：「令和元年度～令和5年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（愛知県）

図 3.2.11 組合市におけるごみ処理合計量の推移

(2) し尿及び浄化槽汚泥の処理状況

対象事業実施想定区域及びその周囲4市における令和5年度のし尿及び浄化槽汚泥の処理状況は、表 3.2.60(1)に示すとおりである。

対象事業実施想定区域が位置する尾張旭市のし尿及び浄化槽汚泥の処理量の合計は、12,175kLとなっている。また、その他の市のし尿及び浄化槽汚泥の処理量の合計は、瀬戸市が29,225kL、長久手市が3,660kL、名古屋市が28,205kLとなっている。

また、組合市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移は、表 3.2.60(2)及び図 3.2.12に示すとおりである。

し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移は、緩やかな減少傾向となっている。

表 3.2.60(1) し尿及び浄化槽汚泥の処理状況（令和5年度）

単位：kL/年

項 目 \ 市	尾張旭市	瀬戸市	長久手市	名古屋市
し尿処理量	479	2,524	216	8,325
浄化槽汚泥処理量	11,696	26,701	3,444	19,880
自家処理量	-	-	-	-
合計	12,175	29,225	3,660	28,205

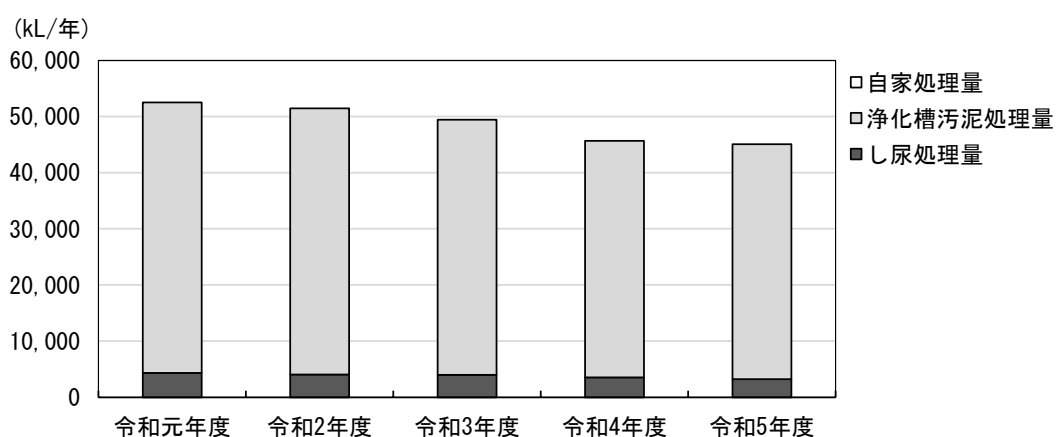
出典：「令和5年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（令和7年3月 愛知県）

表 3.2.60(2) 組合市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移

単位：kL/年

項 目 \ 年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
し尿処理量	4,364	4,068	3,980	3,558	3,219
浄化槽汚泥処理量	48,130	47,365	45,465	42,136	41,841
自家処理量	-	-	-	-	-
合計	52,494	51,433	49,445	45,694	45,060

出典：「令和元年度～令和5年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（愛知県）



出典：「令和元年度～令和5年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（愛知県）

図 3.2.12 組合市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移

3.2.9.2 公害苦情の状況

対象事業実施想定区域及びその周囲4市における公害苦情の状況は、表 3.2.61及び図 3.2.13に示すとおりである。

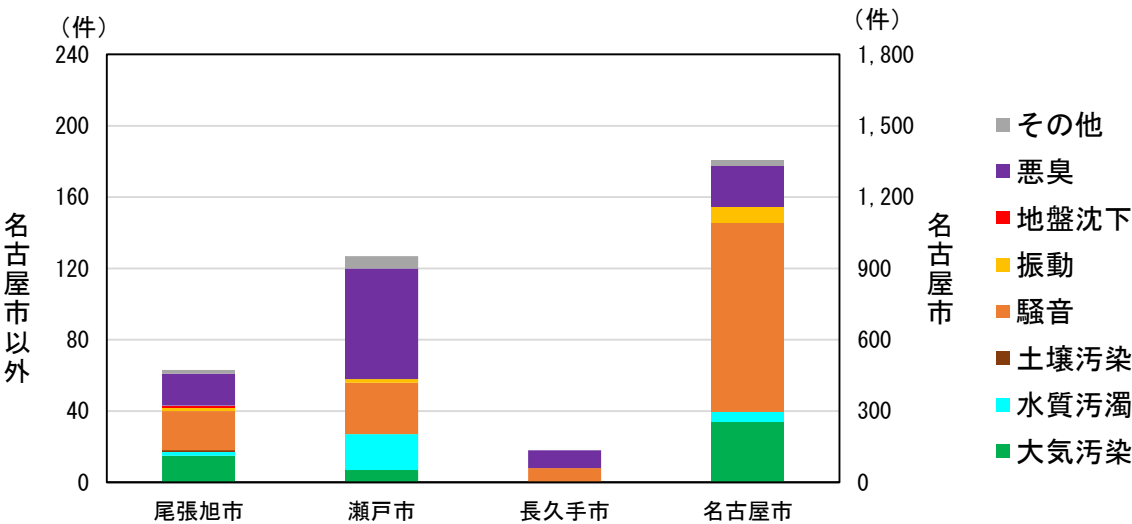
対象事業実施想定区域が位置する尾張旭市の公害苦情の総数は63件となっており、その他の市の公害苦情の総数は、瀬戸市は127件、長久手市は18件、名古屋市は1,353件となっている。

表 3.2.61 公害苦情の状況（令和4年度）

単位：件

区 分 \ 市	尾張旭市	瀬戸市	長久手市	名古屋市
大気汚染	15	7	－	254
水質汚濁	2	20	－	41
土壌汚染	1	－	－	－
騒音	22	29	8	799
振動	2	2	－	66
地盤沈下	1	－	－	－
悪臭	18	62	10	169
その他	2	7	－	24
総数	63	127	18	1353

出典：「令和6（2024）年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県ホームページ）



出典：「令和6（2024）年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県ホームページ）

図 3.2.13 公害苦情の状況

3.2.9.3 維持管理の状況

現施設の維持管理の状況は、表 3.2.62に示すとおりである。

測定結果は、すべての項目で規制値を下回っていた。

表 3.2.62(1) 維持管理の状況（令和6年度）

		測定位置	測定日	結果報告日	測定結果	施設基準値
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ _N)	1号炉	1号炉煙突測定口	10月21日	11月20日	0.0067	1 乾きガスで 酸素濃度12%換算
	2号炉	2号炉煙突測定口	9月27日	10月22日	0.0042	
全水銀 (μg/m ³)	1号炉	煙道サンプリング口	6月25日	7月8日	0.85	50 乾きガスで 酸素濃度12%換算
		〃	12月18日	1月16日	24	
	2号炉	煙道サンプリング口	6月25日	7月8日	1.0	
		〃	12月20日	1月16日	23	
ばいじん (g/m ³ _N)	1号炉	煙道サンプリング口	5月16日	6月4日	<0.002	0.05 乾きガスで 酸素濃度12%換算 の1時間平均値
		〃	7月22日	7月31日	<0.002	
		〃	10月21日	11月8日	<0.002	
		〃	11月26日	12月9日	<0.002	
		〃	1月9日	1月28日	<0.002	
		〃	2月14日	2月26日	<0.002	
	2号炉	煙道サンプリング口	4月22日	4月26日	<0.002	
		〃	6月24日	7月8日	<0.002	
		〃	8月22日	9月2日	<0.002	
		〃	9月27日	10月11日	<0.002	
		〃	12月20日	1月16日	<0.002	
		〃	3月14日	3月21日	<0.002	
硫黄酸化物 (ppm)	1号炉	煙道サンプリング口	5月16日	6月4日	10	30 乾きガスで 酸素濃度12%換算 の1時間平均値
		〃	7月22日	7月31日	5	
		〃	10月21日	11月8日	15	
		〃	11月26日	12月9日	12	
		〃	1月9日	1月28日	8	
		〃	2月14日	2月26日	7	
	2号炉	煙道サンプリング口	4月22日	4月26日	7	
		〃	6月24日	7月8日	7	
		〃	8月22日	9月2日	9	
		〃	9月27日	10月11日	10	
		〃	12月20日	1月16日	5	
		〃	3月14日	3月21日	9	
塩化水素 (ppm)	1号炉	煙道サンプリング口	5月16日	6月4日	4	50 乾きガスで 酸素濃度12%換算 の1時間平均値
		〃	7月22日	7月31日	6	
		〃	10月21日	11月8日	6	
		〃	11月26日	12月9日	5	
		〃	1月9日	1月28日	19	
		〃	2月14日	2月26日	48	
	2号炉	煙道サンプリング口	4月22日	4月26日	19	
		〃	6月24日	7月8日	28	
		〃	8月22日	9月2日	4	
		〃	9月27日	10月11日	25	
		〃	12月20日	1月16日	13	
		〃	3月14日	3月21日	4	

出典：「晴丘センター排ガス測定結果（令和6年度）」（尾張東部衛生組合ホームページ）

表 3.2.62(2) 維持管理の状況（令和6年度）

		測定位置	測定日	結果報告日	測定結果	施設基準値
窒素酸化物 (ppm)	1号炉	煙道サンプリング口	5月16日	6月 4日	100	150 乾きガスで 酸素濃度12%換算 の1時間平均値
		〃	7月22日	7月31日	100	
		〃	10月21日	11月 8日	99	
		〃	11月26日	12月 9日	110	
		〃	1月 9日	1月28日	98	
		〃	2月14日	2月26日	120	
	2号炉	煙道サンプリング口	4月22日	4月26日	100	
		〃	6月24日	7月 8日	110	
		〃	8月22日	9月 2日	91	
		〃	9月27日	10月11日	100	
		〃	12月20日	1月16日	100	
		〃	3月14日	3月21日	110	

出典：「晴丘センター排ガス測定結果（令和6年度）」（尾張東部衛生組合ホームページ）